

議案第121号

東海村職員の給与に関する条例及び東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村職員の給与に関する条例及び東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和7年人事院勧告及び国家公務員等の給与改定を踏まえ、一般職の給料表の改定並びに通勤手当の額、宿日直手当の額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げ並びに特別職の期末手当の支給月数の引上げを行うための条例の一部改正

東海村職員の給与に関する条例及び東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(東海村職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東海村職員の給与に関する条例（昭和32年東海村条例第63号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号才中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号カ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号キ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号ク中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号ケ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号コ中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号サ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号シ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号ス中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号セ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ソ中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第18条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改め、同項ただし書中「6, 600円」を「7, 050円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400

定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	
	90	297,700	326,500	363,400	381,800	
	91	298,200	327,500	364,000	382,100	
	92	298,700	328,500	364,600	382,400	
	93	299,200	329,300	365,000	383,000	
	94	299,600	330,000	365,400	383,500	
	95	300,100	330,700	365,900	384,000	
	96	300,700	331,300	366,300	384,500	
	97	301,300	331,800	366,800	385,100	
	98	301,800	332,100	367,200	385,600	
	99	302,300	332,600	367,700	386,100	
	100	302,800	333,200	368,100	386,500	
	101	303,200	333,600	368,400	387,100	
	102	303,700	334,100	368,900	387,600	
	103	304,100	334,700	369,200	388,100	
	104	304,500	335,200	369,500	388,600	
	105	304,900	335,600	369,900	389,200	
	106	305,300	336,100	370,400	389,600	
	107	305,700	336,600	370,900	390,100	
	108	306,000	337,100	371,400	390,600	
	109	306,200	337,500	371,900	391,200	
	110	306,500	337,800	372,400		
	111	306,700	338,100	372,900		
	112	307,000	338,400	373,300		
	113	307,300	338,700	373,700		
	114	307,500	339,100	374,100		
	115	307,800	339,400	374,600		
	116	308,000	339,700	375,100		
	117	308,300	339,900	375,500		
	118	308,500	340,200	376,000		
	119	308,800	340,500	376,500		
	120	309,100	340,700	377,000		
	121	309,400	340,900	377,300		
	122	309,700	341,200			
	123	310,000	341,500			
	124	310,300	341,800			
	125	310,500	342,000			
	126	310,700	342,300			
	127	311,000	342,600			
	128	311,400	342,800			
	129	311,600	343,000			
	130	311,900	343,200			
	131	312,200	343,500			
	132	312,600	343,700			
	133	312,800	344,000			
	134	313,100	344,400			
	135	313,400	344,800			
	136	313,700	345,200			
	137	313,900	345,500			
	138	314,200	345,900			
	139	314,500	346,300			
	140	314,800	346,700			
	141	315,000	347,000			
	142	315,300	347,400			
	143	315,700	347,700			
	144	316,000	348,100			
	145	316,200	348,400			
	146	316,400	348,800			
	147	316,700	349,200			
	148	317,000	349,600			

		317,200	349,900			
	149	317,400	350,300			
	150	317,700	350,700			
	151	318,000	351,100			
	152	318,400	351,400			
	153	318,600				
	154	318,800				
	155	319,100				
	156	319,400				
	157	319,700				
	158	320,000				
	159	320,300				
	160	320,700				
	161	321,000				
	162	321,300				
	163	321,600				
	164	322,000				
	165	322,300				
	166	322,600				
	167	322,900				
	168	323,300				
	169					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士その他の職員で村長が定めるものに適用する。

第2条 東海村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号ソ中「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

タ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

チ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

ツ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

テ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ト 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

ナ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ニ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ヌ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第20条第2項中「，6月に支給する場合には100分の125, 12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改め、「，「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を削る。

第21条第2項第1号中「，6月に支給する場合には100分の105, 12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「，6月に支給する場合には100分の50, 12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部改正)

第3条 東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
(昭和32年東海村条例第67号) の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の172.5」と」の次に「、「100分の1  
27.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第4条 東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例  
の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の126.25」に,  
「100分の172.5」を「100分の175」に改め,「、「10  
0分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 第2条及び第4  
条の規定は, 令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東海村職員の給与に関する条例(以下  
「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後  
の東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以  
下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は, 令和7年4月1日  
から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定又は改正後の特別職給与条例の規定を  
適用する場合においては, 第1条の規定による改正前の東海村職員の  
給与に関する条例の規定により支給された給与又は第3条の規定によ  
る改正前の東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の規定により支給された給与は, それぞれ改正後の給与条例の規  
定による給与又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払と  
みなす。

(村規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか, この条例の施行に関し必要な事項  
は, 村規則で定める。

東海村職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第12条の2 (略) (通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が 片道4キロメートル未満である職員 2, 500円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 3, 500円</p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4, 300円</p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5, 000円</p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 100円</u></p> <p>カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 000円</u></p>	<p>第1条～第12条の2 (略) (通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が 片道4キロメートル未満である職員 2, 500円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 3, 500円</p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4, 300円</p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5, 000円</p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u></p> <p>カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 400円</u></p>

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である  
職員 12, 900円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である  
職員 15, 800円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である  
職員 18, 700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である  
職員 21, 600円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である  
職員 24, 400円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である  
職員 26, 200円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である  
職員 28, 000円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である  
職員 29, 800円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) (略)

3~7 (略)

第12条の4~第17条 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4, 400円を超えない範囲内において村規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で村規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6, 600円を超えない範囲内において村

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である  
職員 13, 500円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である  
職員 16, 600円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である  
職員 19, 700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である  
職員 22, 800円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である  
職員 25, 900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である  
職員 29, 100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である  
職員 32, 300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である  
職員 35, 500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

(3) (略)

3~7 (略)

第12条の4~第17条 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4, 700円を超えない範囲内において村規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で村規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7, 050円を超えない範囲内において村

規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、2,000円を超えない範囲内において村規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 (略)

第18条の2～第19条 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

第20条の2・第20条の3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し

規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、2,500円を超えない範囲内において村規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 (略)

第18条の2～第19条 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

第20条の2・第20条の3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡し

た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第22条～第25条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000

た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第22条～第25条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400

19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300		19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500		20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700		21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500		22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300		23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100		24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700		25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300		26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900		27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500		28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200		29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000		30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400		31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100		32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600		33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000		34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400		35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800		36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200		37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600		38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000		39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600		41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000		42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300		43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600		44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700			46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000			47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300			48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500			49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800			50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100			51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400			52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600			53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900			54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200			55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500			56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700			57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000			58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	

59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300			59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500			60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700			61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000			62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300			63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500			64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000			66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300			67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	256, 000	297, 100	346, 000						86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	256, 300	297, 400	346, 400						87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	256, 600	297, 700	346, 800						88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	256, 900	298, 000	347, 000						89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	257, 200	298, 300	347, 400						90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	257, 500	298, 600	347, 800						91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	257, 800	299, 000	348, 200						92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	258, 100	299, 200	348, 400						93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		299, 400	348, 800						94		308, 000	358, 400			
95		299, 700	349, 200						95		308, 300	358, 800			
96		300, 100	349, 500						96		308, 700	359, 100			
97		300, 300	349, 800						97		308, 900	359, 400			
98		300, 600	350, 200						98		309, 200	359, 800			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

### 別表第3 (第5条関係)

## 医療職給料表

99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				
112		313, 300				
113		313, 500				
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				
117		314, 600				
118		314, 800				
119		315, 100				
120		315, 400				
121		315, 700				
122		315, 900				
123		316, 200				
124		316, 500				
125		316, 800				
定年		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700
前再						331, 900
任用						374, 800
短時						
間勤						
務職						
員						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

### 別表第3 (第5条関係)

## 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円
再任用	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
短時間	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
勤務職	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
員以外	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
の職員	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円
再任用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
短時間	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
勤務職	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
員以外	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
の職員	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900

37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500		37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500		38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900		39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200		40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500		41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900		42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200		43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500		44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000		45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200		46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300		47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500		48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600		49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500		50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500		51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400		52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000		53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800		54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600		55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400		56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100		57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900

77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600			86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200			87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700			88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000			89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500			90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900			91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200			92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800			93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300			94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800			95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300			96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900			97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400			98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900			99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300			100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900			101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
110	297, 600	328, 500	362, 600				110	306, 500	337, 800	372, 400		
111	297, 800	328, 800	363, 100				111	306, 700	338, 100	372, 900		
112	298, 100	329, 100	363, 500				112	307, 000	338, 400	373, 300		
113	298, 400	329, 400	363, 900				113	307, 300	338, 700	373, 700		
114	298, 600	329, 800	364, 300				114	307, 500	339, 100	374, 100		
115	298, 900	330, 100	364, 800				115	307, 800	339, 400	374, 600		
116	299, 100	330, 400	365, 300				116	308, 000	339, 700	375, 100		

117	299, 400	330, 600	365, 700
118	299, 700	330, 900	366, 200
119	300, 000	331, 200	366, 700
120	300, 300	331, 400	367, 200
121	300, 600	331, 600	367, 500
122	301, 000	331, 900	
123	301, 300	332, 200	
124	301, 600	332, 500	
125	301, 800	332, 700	
126	302, 000	333, 000	
127	302, 300	333, 400	
128	302, 700	333, 600	
129	302, 900	333, 800	
130	303, 200	334, 000	
131	303, 600	334, 400	
132	304, 000	334, 600	
133	304, 200	334, 900	
134	304, 500	335, 300	
135	304, 800	335, 700	
136	305, 100	336, 100	
137	305, 300	336, 400	
138	305, 600	336, 800	
139	305, 900	337, 200	
140	306, 200	337, 600	
141	306, 400	337, 900	
142	306, 800	338, 300	
143	307, 200	338, 600	
144	307, 500	339, 000	
145	307, 700	339, 300	
146	307, 900	339, 700	
147	308, 200	340, 100	
148	308, 600	340, 500	
149	308, 800	340, 800	
150	309, 000	341, 200	
151	309, 300	341, 600	
152	309, 600	342, 000	
153	310, 000	342, 300	
154	310, 200		
155	310, 400		
156	310, 700		

117	308, 300	339, 900	375, 500
118	308, 500	340, 200	376, 000
119	308, 800	340, 500	376, 500
120	309, 100	340, 700	377, 000
121	309, 400	340, 900	377, 300
122	309, 700	341, 200	
123	310, 000	341, 500	
124	310, 300	341, 800	
125	310, 500	342, 000	
126	310, 700	342, 300	
127	311, 000	342, 600	
128	311, 400	342, 800	
129	311, 600	343, 000	
130	311, 900	343, 200	
131	312, 200	343, 500	
132	312, 600	343, 700	
133	312, 800	344, 000	
134	313, 100	344, 400	
135	313, 400	344, 800	
136	313, 700	345, 200	
137	313, 900	345, 500	
138	314, 200	345, 900	
139	314, 500	346, 300	
140	314, 800	346, 700	
141	315, 000	347, 000	
142	315, 300	347, 400	
143	315, 700	347, 700	
144	316, 000	348, 100	
145	316, 200	348, 400	
146	316, 400	348, 800	
147	316, 700	349, 200	
148	317, 000	349, 600	
149	317, 200	349, 900	
150	317, 400	350, 300	
151	317, 700	350, 700	
152	318, 000	351, 100	
153	318, 400	351, 400	
154	318, 600		
155	318, 800		
156	319, 100		

157	311,000					157	319,400					
158	311,300					158	319,700					
159	311,600					159	320,000					
160	311,900					160	320,300					
161	312,300					161	320,700					
162	312,600					162	321,000					
163	312,900					163	321,300					
164	313,200					164	321,600					
165	313,600					165	322,000					
166	313,900					166	322,300					
167	314,200					167	322,600					
168	314,500					168	322,900					
169	314,900					169	323,300					
定年前	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	定年前	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	
再任用						再任用						
短時間						短時間						
勤務職						勤務職						
員						員						

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士その他の職員で村長が定めるものに適用する。

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士その他の職員で村長が定めるものに適用する。

東海村職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第12条の2 (略) (通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が 片道4キロメートル未満である職員 2, 500円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 3, 500円</p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4, 300円</p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5, 000円</p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円</p> <p>カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円</p>	<p>第1条～第12条の2 (略) (通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して村規則で定める職員にあっては、その額から、その額に村規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が 片道4キロメートル未満である職員 2, 500円</p> <p>イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 3, 500円</p> <p>ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4, 300円</p> <p>エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5, 000円</p> <p>オ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円</p> <p>カ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円</p>

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である  
職員 13, 500円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である  
職員 16, 600円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である  
職員 19, 700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である  
職員 22, 800円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である  
職員 25, 900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である  
職員 29, 100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である  
職員 32, 300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である  
職員 35, 500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

キ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である  
職員 13, 500円

ク 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である  
職員 16, 600円

ケ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である  
職員 19, 700円

コ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である  
職員 22, 800円

サ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である  
職員 25, 900円

シ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である  
職員 29, 100円

ス 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である  
職員 32, 300円

セ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である  
職員 35, 500円

ソ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である  
職員 38, 700円

タ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である  
職員 42, 200円

チ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である  
職員 45, 700円

ツ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である  
職員 49, 200円

テ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である  
職員 52, 700円

ト 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円  
ナ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円  
ニ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円  
ヌ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

(3) (略)

3~7 (略)

第12条の4~第19条 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4~6 (略)

第20条の2・第20条の3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤

(3) (略)

3~7 (略)

第12条の4~第19条 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4~6 (略)

第20条の2・第20条の3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が村規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤

勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第22条～第25条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第22条～第25条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
第1条～第3条の2 (略) (期末手当)  第4条 村長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき村規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して村規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	第1条～第3条の2 (略) (期末手当)  第4条 村長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と</u> 、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき村規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して村規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
第5条～第13条 (略)  別表第1～別表第5 (略)	第5条～第13条 (略)  別表第1～別表第5 (略)

東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第3条の2 (略) (期末手当)</p> <p>第4条 村長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき村規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して村規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第3条の2 (略) (期末手当)</p> <p>第4条 村長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき村規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して村規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5条～第13条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p>	<p>第5条～第13条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p>

議案第122号

東海村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

東海村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和7年人事院勧告及び国家公務員等の給与改定に伴う常勤一般職の  
給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行うための条例の  
一部改正

東海村委会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

東海村委会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年  
東海村条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条, 第5条, 第6条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	1 9 5, 8 0 0	—
2	1 9 6, 9 0 0	—
3	1 9 8, 1 0 0	—
4	1 9 9, 2 0 0	—
5	2 0 0, 3 0 0	—
6	2 0 2, 0 0 0	—
7	2 0 3, 6 0 0	—
8	2 0 5, 2 0 0	—
9	2 0 6, 7 0 0	—
10	2 0 8, 4 0 0	—
11	2 1 0, 0 0 0	—
12	2 1 1, 6 0 0	—
13	2 1 3, 1 0 0	—
14	2 1 4, 8 0 0	2 5 9, 3 0 0
15	2 1 6, 5 0 0	2 6 0, 5 0 0
16	2 1 8, 2 0 0	2 6 1, 7 0 0
17	2 1 9, 4 0 0	2 6 2, 8 0 0
18	2 2 1, 0 0 0	2 6 3, 9 0 0
19	2 2 2, 6 0 0	2 6 5, 0 0 0
20	2 2 4, 1 0 0	2 6 6, 1 0 0
21	2 2 5, 6 0 0	2 6 7, 0 0 0
22	2 2 7, 2 0 0	2 6 8, 0 0 0
23	2 2 8, 8 0 0	2 6 9, 0 0 0
24	2 3 0, 4 0 0	2 7 0, 0 0 0
25	2 3 2, 0 0 0	2 7 1, 0 0 0
26	2 3 3, 7 0 0	2 7 1, 9 0 0
27	2 3 5, 0 0 0	2 7 2, 7 0 0
28	2 3 6, 3 0 0	2 7 3, 6 0 0
29	2 3 7, 6 0 0	2 7 4, 4 0 0
30	2 3 8, 7 0 0	2 7 5, 2 0 0
31	2 3 9, 8 0 0	2 7 6, 0 0 0
32	2 4 0, 9 0 0	2 7 6, 7 0 0
33	2 4 2, 0 0 0	2 7 7, 4 0 0
34	2 4 2, 9 0 0	2 7 8, 2 0 0

3 5	2 4 3, 8 0 0	2 7 9, 0 0 0
3 6	2 4 4, 8 0 0	2 7 9, 6 0 0
3 7	2 4 5, 8 0 0	2 8 0, 3 0 0
3 8	2 4 6, 7 0 0	2 8 1, 1 0 0
3 9	2 4 7, 6 0 0	2 8 1, 8 0 0
4 0	2 4 8, 4 0 0	2 8 2, 5 0 0
4 1	2 4 9, 2 0 0	2 8 3, 2 0 0
4 2	2 4 9, 9 0 0	2 8 3, 9 0 0
4 3	2 5 0, 5 0 0	2 8 4, 6 0 0
4 4	2 5 1, 1 0 0	2 8 5, 3 0 0
4 5	2 5 1, 8 0 0	2 8 6, 0 0 0
4 6	2 5 2, 4 0 0	2 8 6, 6 0 0
4 7	2 5 3, 0 0 0	2 8 7, 3 0 0
4 8	2 5 3, 6 0 0	2 8 7, 9 0 0
4 9	2 5 4, 1 0 0	2 8 8, 6 0 0
5 0	2 5 4, 7 0 0	2 8 9, 2 0 0
5 1	—	2 8 9, 9 0 0
5 2	—	2 9 0, 6 0 0

医療職給料表

号給	職務の級	2級
		給料月額
		円
1		254,700
2		256,800
3		259,000
4		261,200
5		263,400
6		264,400
7		265,200
8		266,100
9		266,900
10		268,000
11		269,100
12		270,000
13		270,800
14		271,500
15		272,200
16		273,000
17		274,100
18		275,000
19		275,900
20		276,800
21		277,800
22		278,800
23		279,700
24		280,700
25		281,500

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の東海村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(以下「改正後の会計年度給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、  
第1条の規定による改正前の東海村会計年度任用職員の給与及び費用  
弁償に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の  
会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (村規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、  
村規則で定める。

東海村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行			改正案		
本則 (略)			本則 (略)		
<u>別表第1 (第4条, 第5条, 第6条関係)</u>			<u>別表第1 (第4条, 第5条, 第6条関係)</u>		
<u>行政職給料表</u>			<u>行政職給料表</u>		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号級	給料月額	給料月額	号級	給料月額	給料月額
1	円 183,500	円 一	1	円 195,800	円 一
2	184,600	一	2	196,900	一
3	185,800	一	3	198,100	一
4	186,900	一	4	199,200	一
5	188,000	一	5	200,300	一
6	189,700	一	6	202,000	一
7	191,300	一	7	203,600	一
8	192,900	一	8	205,200	一
9	194,500	一	9	206,700	一
10	196,200	一	10	208,400	一
11	197,800	一	11	210,000	一
12	199,400	一	12	211,600	一
13	201,000	一	13	213,100	一
14	202,700	248,600	14	214,800	259,300
15	204,400	249,800	15	216,500	260,500
16	206,100	251,000	16	218,200	261,700
17	207,400	252,100	17	219,400	262,800
18	209,000	253,200	18	221,000	263,900
19	210,600	254,300	19	222,600	265,000
20	212,100	255,400	20	224,100	266,100
21	213,600	256,400	21	225,600	267,000
22	215,200	257,400	22	227,200	268,000
23	216,800	258,400	23	228,800	269,000

24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	—	280,200
52	—	280,900

医療職給料表

号級	職務の級	2級
	給料月額	
		円

24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	—	289,900
52	—	290,600

医療職給料表

号級	職務の級	2級
	給料月額	
		円

<u>1</u>		<u>240,600</u>
<u>2</u>		<u>242,800</u>
<u>3</u>		<u>245,000</u>
<u>4</u>		<u>247,200</u>
<u>5</u>		<u>249,400</u>
<u>6</u>		<u>250,400</u>
<u>7</u>		<u>251,300</u>
<u>8</u>		<u>252,200</u>
<u>9</u>		<u>253,100</u>
<u>10</u>		<u>254,300</u>
<u>11</u>		<u>255,400</u>
<u>12</u>		<u>256,300</u>
<u>13</u>		<u>257,100</u>
<u>14</u>		<u>257,800</u>
<u>15</u>		<u>258,500</u>
<u>16</u>		<u>259,400</u>
<u>17</u>		<u>260,500</u>
<u>18</u>		<u>261,600</u>
<u>19</u>		<u>262,700</u>
<u>20</u>		<u>263,800</u>
<u>21</u>		<u>264,900</u>
<u>22</u>		<u>266,000</u>
<u>23</u>		<u>267,100</u>
<u>24</u>		<u>268,200</u>
<u>25</u>		<u>269,200</u>

別表第2・別表第3 (略)

<u>1</u>		<u>254,700</u>
<u>2</u>		<u>256,800</u>
<u>3</u>		<u>259,000</u>
<u>4</u>		<u>261,200</u>
<u>5</u>		<u>263,400</u>
<u>6</u>		<u>264,400</u>
<u>7</u>		<u>265,200</u>
<u>8</u>		<u>266,100</u>
<u>9</u>		<u>266,900</u>
<u>10</u>		<u>268,000</u>
<u>11</u>		<u>269,100</u>
<u>12</u>		<u>270,000</u>
<u>13</u>		<u>270,800</u>
<u>14</u>		<u>271,500</u>
<u>15</u>		<u>272,200</u>
<u>16</u>		<u>273,000</u>
<u>17</u>		<u>274,100</u>
<u>18</u>		<u>275,000</u>
<u>19</u>		<u>275,900</u>
<u>20</u>		<u>276,800</u>
<u>21</u>		<u>277,800</u>
<u>22</u>		<u>278,800</u>
<u>23</u>		<u>279,700</u>
<u>24</u>		<u>280,700</u>
<u>25</u>		<u>281,500</u>

別表第2・別表第3 (略)

議案第123号

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



提案理由

茨城県が定める職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育  
職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に準じ、任期付  
村費教職員の給料表及び教職調整額を改定するための条例の一部改正

## 東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例（平成21年東海村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第5条の規定の適用については、同条中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第4条関係）

村費教職員給料表

号給	給料月額（円）
1	2 6 0, 1 0 0
2	2 6 1, 2 0 0
3	2 6 2, 3 0 0
4	2 6 3, 4 0 0
5	2 6 4, 6 0 0
6	2 6 5, 7 0 0
7	2 6 6, 8 0 0
8	2 6 7, 8 0 0
9	2 6 8, 9 0 0
10	2 6 9, 9 0 0
11	2 7 0, 9 0 0
12	2 7 2, 0 0 0
13	2 7 3, 2 0 0
14	2 7 4, 1 0 0
15	2 7 5, 1 0 0
16	2 7 6, 2 0 0
17	2 7 7, 4 0 0
18	2 7 8, 5 0 0
19	2 7 9, 6 0 0
20	2 8 0, 7 0 0
21	2 8 1, 6 0 0
22	2 8 2, 4 0 0
23	2 8 3, 2 0 0
24	2 8 4, 0 0 0
25	2 8 4, 6 0 0
26	2 8 5, 4 0 0
27	2 8 6, 1 0 0

2 8	2 8 6 , 8 0 0
2 9	2 8 7 , 6 0 0
3 0	2 8 8 , 4 0 0
3 1	2 8 9 , 0 0 0
3 2	2 8 9 , 7 0 0
3 3	2 9 0 , 4 0 0
3 4	2 9 1 , 2 0 0
3 5	2 9 2 , 0 0 0
3 6	2 9 2 , 6 0 0
3 7	2 9 3 , 2 0 0
3 8	2 9 3 , 9 0 0
3 9	2 9 4 , 6 0 0
4 0	2 9 5 , 1 0 0
4 1	2 9 5 , 8 0 0
4 2	2 9 6 , 5 0 0
4 3	2 9 7 , 1 0 0
4 4	2 9 7 , 7 0 0
4 5	2 9 8 , 4 0 0
4 6	2 9 9 , 1 0 0
4 7	2 9 9 , 7 0 0
4 8	3 0 0 , 4 0 0
4 9	3 0 0 , 9 0 0
5 0	3 0 1 , 5 0 0
5 1	3 0 2 , 2 0 0
5 2	3 0 2 , 7 0 0
5 3	3 0 3 , 3 0 0
5 4	3 0 3 , 9 0 0
5 5	3 0 4 , 5 0 0
5 6	3 0 5 , 1 0 0
5 7	3 0 5 , 6 0 0

5 8	3 0 6 , 1 0 0
5 9	3 0 6 , 7 0 0
6 0	3 0 7 , 3 0 0
6 1	3 0 7 , 7 0 0
6 2	3 0 8 , 1 0 0
6 3	3 0 8 , 6 0 0
6 4	3 0 9 , 1 0 0
6 5	3 0 9 , 5 0 0
6 6	3 1 0 , 0 0 0
6 7	3 1 0 , 4 0 0
6 8	3 1 0 , 9 0 0
6 9	3 1 1 , 2 0 0
7 0	3 1 1 , 7 0 0
7 1	3 1 2 , 2 0 0
7 2	3 1 2 , 6 0 0
7 3	3 1 2 , 9 0 0
7 4	3 1 3 , 3 0 0

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

### (給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (規則への委任)

3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案																																				
第1条～第4条 (略) (教職調整額) 第5条 村費教職員に、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第1条～第4条 (略) (教職調整額) 第5条 村費教職員に、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。																																				
第6条～第8条 (略) 附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。	第6条～第8条 (略) 附 則 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 2 次の表の左欄に掲げる期間における第5条の規定の適用については、同条中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																																				
	<table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9																										
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5																																				
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6																																				
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7																																				
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8																																				
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9																																				
別表第1 (第4条関係) 村費教職員給料表	別表第1 (第4条関係) 村費教職員給料表																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>247,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>248,100</td></tr> <tr> <td>3</td><td>249,200</td></tr> <tr> <td>4</td><td>250,300</td></tr> <tr> <td>5</td><td>251,500</td></tr> <tr> <td>6</td><td>252,800</td></tr> <tr> <td>7</td><td>254,000</td></tr> <tr> <td>8</td><td>255,200</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 (円)	1	247,000	2	248,100	3	249,200	4	250,300	5	251,500	6	252,800	7	254,000	8	255,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>260,100</td></tr> <tr> <td>2</td><td>261,200</td></tr> <tr> <td>3</td><td>262,300</td></tr> <tr> <td>4</td><td>263,400</td></tr> <tr> <td>5</td><td>264,600</td></tr> <tr> <td>6</td><td>265,700</td></tr> <tr> <td>7</td><td>266,800</td></tr> <tr> <td>8</td><td>267,800</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 (円)	1	260,100	2	261,200	3	262,300	4	263,400	5	264,600	6	265,700	7	266,800	8	267,800
号給	給料月額 (円)																																				
1	247,000																																				
2	248,100																																				
3	249,200																																				
4	250,300																																				
5	251,500																																				
6	252,800																																				
7	254,000																																				
8	255,200																																				
号給	給料月額 (円)																																				
1	260,100																																				
2	261,200																																				
3	262,300																																				
4	263,400																																				
5	264,600																																				
6	265,700																																				
7	266,800																																				
8	267,800																																				

<u>9</u>	2 5 6, 3 0 0
<u>1 0</u>	2 5 7, 5 0 0
<u>1 1</u>	2 5 8, 7 0 0
<u>1 2</u>	2 5 9, 9 0 0
<u>1 3</u>	2 6 1, 1 0 0
<u>1 4</u>	2 6 2, 3 0 0
<u>1 5</u>	2 6 3, 5 0 0
<u>1 6</u>	2 6 4, 7 0 0
<u>1 7</u>	2 6 5, 9 0 0
<u>1 8</u>	2 6 7, 0 0 0
<u>1 9</u>	2 6 8, 1 0 0
<u>2 0</u>	2 6 9, 2 0 0
<u>2 1</u>	2 7 0, 2 0 0
<u>2 2</u>	2 7 1, 0 0 0
<u>2 3</u>	2 7 1, 8 0 0
<u>2 4</u>	2 7 2, 6 0 0
<u>2 5</u>	2 7 3, 3 0 0
<u>2 6</u>	2 7 4, 1 0 0
<u>2 7</u>	2 7 4, 8 0 0
<u>2 8</u>	2 7 5, 5 0 0
<u>2 9</u>	2 7 6, 3 0 0
<u>3 0</u>	2 7 7, 1 0 0
<u>3 1</u>	2 7 7, 9 0 0
<u>3 2</u>	2 7 8, 6 0 0
<u>3 3</u>	2 7 9, 3 0 0
<u>3 4</u>	2 8 0, 1 0 0
<u>3 5</u>	2 8 0, 9 0 0

<u>9</u>	2 6 8, 9 0 0
<u>1 0</u>	2 6 9, 9 0 0
<u>1 1</u>	2 7 0, 9 0 0
<u>1 2</u>	2 7 2, 0 0 0
<u>1 3</u>	2 7 3, 2 0 0
<u>1 4</u>	2 7 4, 1 0 0
<u>1 5</u>	2 7 5, 1 0 0
<u>1 6</u>	2 7 6, 2 0 0
<u>1 7</u>	2 7 7, 4 0 0
<u>1 8</u>	2 7 8, 5 0 0
<u>1 9</u>	2 7 9, 6 0 0
<u>2 0</u>	2 8 0, 7 0 0
<u>2 1</u>	2 8 1, 6 0 0
<u>2 2</u>	2 8 2, 4 0 0
<u>2 3</u>	2 8 3, 2 0 0
<u>2 4</u>	2 8 4, 0 0 0
<u>2 5</u>	2 8 4, 6 0 0
<u>2 6</u>	2 8 5, 4 0 0
<u>2 7</u>	2 8 6, 1 0 0
<u>2 8</u>	2 8 6, 8 0 0
<u>2 9</u>	2 8 7, 6 0 0
<u>3 0</u>	2 8 8, 4 0 0
<u>3 1</u>	2 8 9, 0 0 0
<u>3 2</u>	2 8 9, 7 0 0
<u>3 3</u>	2 9 0, 4 0 0
<u>3 4</u>	2 9 1, 2 0 0
<u>3 5</u>	2 9 2, 0 0 0

<u>3 6</u>	2 8 1, 6 0 0
<u>3 7</u>	2 8 2, 2 0 0
<u>3 8</u>	2 8 2, 9 0 0
<u>3 9</u>	2 8 3, 6 0 0
<u>4 0</u>	2 8 4, 2 0 0
<u>4 1</u>	2 8 4, 9 0 0
<u>4 2</u>	2 8 5, 6 0 0
<u>4 3</u>	2 8 6, 3 0 0
<u>4 4</u>	2 8 7, 0 0 0
<u>4 5</u>	2 8 7, 7 0 0
<u>4 6</u>	2 8 8, 5 0 0
<u>4 7</u>	2 8 9, 2 0 0
<u>4 8</u>	2 8 9, 9 0 0
<u>4 9</u>	2 9 0, 4 0 0
<u>5 0</u>	2 9 1, 1 0 0
<u>5 1</u>	2 9 1, 8 0 0
<u>5 2</u>	2 9 2, 4 0 0
<u>5 3</u>	2 9 3, 0 0 0
<u>5 4</u>	2 9 3, 7 0 0
<u>5 5</u>	2 9 4, 3 0 0
<u>5 6</u>	2 9 4, 9 0 0
<u>5 7</u>	2 9 5, 5 0 0
<u>5 8</u>	2 9 6, 1 0 0
<u>5 9</u>	2 9 6, 7 0 0
<u>6 0</u>	2 9 7, 3 0 0
<u>6 1</u>	2 9 7, 8 0 0
<u>6 2</u>	2 9 8, 3 0 0

<u>3 6</u>	2 9 2, 6 0 0
<u>3 7</u>	2 9 3, 2 0 0
<u>3 8</u>	2 9 3, 9 0 0
<u>3 9</u>	2 9 4, 6 0 0
<u>4 0</u>	2 9 5, 1 0 0
<u>4 1</u>	2 9 5, 8 0 0
<u>4 2</u>	2 9 6, 5 0 0
<u>4 3</u>	2 9 7, 1 0 0
<u>4 4</u>	2 9 7, 7 0 0
<u>4 5</u>	2 9 8, 4 0 0
<u>4 6</u>	2 9 9, 1 0 0
<u>4 7</u>	2 9 9, 7 0 0
<u>4 8</u>	3 0 0, 4 0 0
<u>4 9</u>	3 0 0, 9 0 0
<u>5 0</u>	3 0 1, 5 0 0
<u>5 1</u>	3 0 2, 2 0 0
<u>5 2</u>	3 0 2, 7 0 0
<u>5 3</u>	3 0 3, 3 0 0
<u>5 4</u>	3 0 3, 9 0 0
<u>5 5</u>	3 0 4, 5 0 0
<u>5 6</u>	3 0 5, 1 0 0
<u>5 7</u>	3 0 5, 6 0 0
<u>5 8</u>	3 0 6, 1 0 0
<u>5 9</u>	3 0 6, 7 0 0
<u>6 0</u>	3 0 7, 3 0 0
<u>6 1</u>	3 0 7, 7 0 0
<u>6 2</u>	3 0 8, 1 0 0

<u>6 3</u>	2 9 8, 8 0 0
<u>6 4</u>	2 9 9, 3 0 0
<u>6 5</u>	2 9 9, 7 0 0
<u>6 6</u>	3 0 0, 3 0 0
<u>6 7</u>	3 0 0, 8 0 0
<u>6 8</u>	3 0 1, 3 0 0
<u>6 9</u>	3 0 1, 6 0 0
<u>7 0</u>	3 0 2, 1 0 0
<u>7 1</u>	3 0 2, 6 0 0
<u>7 2</u>	3 0 3, 0 0 0
<u>7 3</u>	3 0 3, 4 0 0
<u>7 4</u>	3 0 3, 9 0 0

別表第2・別表第3 (略)

<u>6 3</u>	3 0 8, 6 0 0
<u>6 4</u>	3 0 9, 1 0 0
<u>6 5</u>	3 0 9, 5 0 0
<u>6 6</u>	3 1 0, 0 0 0
<u>6 7</u>	3 1 0, 4 0 0
<u>6 8</u>	3 1 0, 9 0 0
<u>6 9</u>	3 1 1, 2 0 0
<u>7 0</u>	3 1 1, 7 0 0
<u>7 1</u>	3 1 2, 2 0 0
<u>7 2</u>	3 1 2, 6 0 0
<u>7 3</u>	3 1 2, 9 0 0
<u>7 4</u>	3 1 3, 3 0 0

別表第2・別表第3 (略)

# 令和 7 年度 東海村一般会計補正予算（第 6 号）

## 令和7年度 東海村一般会計補正予算（第6号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,560,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田

修  


## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰 入 金		3,266,910	159,275	3,426,185
	2基 金 繰 入 金	3,229,417	159,275	3,388,692
歳 入 合 計		24,401,095	159,275	24,560,370

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		208,163	1,602	209,765
	1 議 会 費	208,163	1,602	209,765
2 総 務 費		4,070,466	41,943	4,112,409
	1 総 務 管 理 費	3,553,938	32,308	3,586,246
	2 徴 税 費	283,806	5,736	289,542
	3 戸 稽 住 民 登 錄 費	130,430	3,200	133,630
	4 選 挙 費	58,403	114	58,517
	5 統 計 調 査 費	21,903	80	21,983
	6 監 査 委 員 費	21,986	505	22,491
3 民 生 費		8,345,938	52,762	8,398,700
	1 社 会 福 祉 費	4,678,060	21,463	4,699,523
	2 児 童 福 祉 費	3,666,113	31,299	3,697,412
4 衛 生 費		2,628,890	10,301	2,639,191
	1 保 健 衛 生 費	1,183,892	8,361	1,192,253
	2 清 掃 費	1,106,239	1,940	1,108,179
5 農 林 水 産 業 費		399,275	3,712	402,987
	1 農 業 費	399,275	3,712	402,987
6 商 工 費		583,262	3,639	586,901
	1 商 工 費	583,262	3,639	586,901
7 土 木 費		3,028,229	8,872	3,037,101
	1 土 木 管 理 費	87,593	2,370	89,963
	2 道 路 橋 梁 費	720,932	2,881	723,813
	3 都 市 計 画 費	2,194,804	3,621	2,198,425
9 教 育 費		3,989,277	36,444	4,025,721
	1 教 育 総 務 費	838,599	15,968	854,567
	2 小 学 校 費	762,732	2,254	764,986

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	3 中学校費	252,415	1,434	253,849
	4 幼稚園費	395,570	7,562	403,132
	5 社会教育費	1,137,450	9,190	1,146,640
	6 保健体育費	602,511	36	602,547
歳出	合計	24,401,095	159,275	24,560,370

# 一般会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
歳 入

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰 入 金	3,266,910	159,275	3,426,185
歳 入 合 計	24,401,095	159,275	24,560,370

## 歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 議会費	208,163	1,602	209,765			1,602
2 総務費	4,070,466	41,943	4,112,409			41,943
3 民生費	8,345,938	52,762	8,398,700			52,762
4 衛生費	2,628,890	10,301	2,639,191			10,301
5 農林水産業費	399,275	3,712	402,987			3,712
6 商工費	583,262	3,639	586,901			3,639
7 土木費	3,028,229	8,872	3,037,101			8,872
9 教育費	3,989,277	36,444	4,025,721			36,444
歳出合計	24,401,095	159,275	24,560,370			159,275

## 2歳入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 財政調整基金繰入金	1,777,135	159,275	1,936,410	1 財政調整基金繰入金	159,275	財政調整基金繰入金 159,275
計	3,229,417	159,275	3,388,692			

## 3歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	208,163	1,602	209,765				1,602	1 報酬	137	○議員報酬等支払事業 406 議員期末手当 406
								2 給料	530	○一般職人件費支払事業 1,006 一般職給 530
								3 職員手当等	865	通勤手当 5 一般職期末手当 168
								4 共済費	70	勤勉手当 148 職員退職手当組合負担金 72 地域手当 21 一般職員共済組合負担金 62
計							1,602			○議会事務局運営諸費 190 一般職報酬 137 一般職期末手当 24 勤勉手当 21 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	911,211	20,321	931,532				20,321	1 報酬	601	○一般職人件費支払事業 19,471 一般職給 9,838
								2 給料	9,838	通勤手当 271 時間外勤務手当 833
								3 職員手当等	8,722	一般職期末手当 3,039 勤勉手当 2,653
								4 共済費	1,160	職員退職手当組合負担金 1,318 地域手当 394 一般職員共済組合負担金 1,125
										○非常勤職員等管理諸費 629 一般職報酬 442

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									一般職期末手当 86 勤勉手当 75 社会保険料負担金 16 会計年度任用職員共済組合負担金 10 ○職員健康管理事業 221 一般職報酬 159 一般職期末手当 28 勤勉手当 25 社会保険料負担金 6 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
2 秘書広聴 広報費	84,804	1,286	86,090				1,286	1 報酬 937 3 職員手当等 303 4 共済費 46	○秘書管理事業 396 一般職報酬 294 一般職期末手当 48 勤勉手当 43 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 6 ○在村外国人支援事業 352 一般職報酬 250 一般職期末手当 46 勤勉手当 41 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6 ○姉妹都市交流会館管理運営事業 14 一般職報酬 14 ○広報広聴諸費 524 一般職報酬 379 一般職期末手当 67 勤勉手当 58	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									社会保険料負担金 12 会計年度任用職員共済組合負担金 8	
5 財産管理費	393,231	571	393,802				571	1 報酬	413 ○自動車購入及び維持管理事業 379 一般職報酬 274 一般職期末手当 48 勤勉手当 42 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6 ○契約事務事業 192 一般職報酬 139 一般職期末手当 24 勤勉手当 21 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
6 企画費	582,800	607	583,407				607	1 報酬	445 ○計画調整諸費 587 一般職報酬 431 一般職期末手当 72 勤勉手当 63 社会保険料負担金 13 会計年度任用職員共済組合負担金 8 ○わかもののまちづくり推進事業 20 一般職報酬 14 一般職期末手当 3 勤勉手当 3	
7 交通安全	71,779	430	72,209				430	1 報酬	303 ○交通安全・防犯対策推進事業 430	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
対策費							3 職員手当等	109	一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	
							4 共 濟 費	18		
8 原子力対策費	424,839	2,632	427,471		2,632		1 報 酬	265	○一般職人件費支払事業 一般職給 通勤手当 時間外勤務手当 一般職期末手当 勤勉手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金	
							2 納 料	1,157		
							3 職員手当等	1,065		
							4 共 濟 費	145		
									○原子力対策諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	
									382 265 54 48 9 6	
11 行政改革推進費	198,145	191	198,336		191		1 報 酬	138	○まるデジ構想推進諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	
							3 職員手当等	45		
							4 共 濟 費	8		
									191 138 24 21 5 3	
15 コミニ	337,371	6,270	343,641				1 報 酉	4,580	○コミュニティセンター維持管理	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
ティセン ター費							3 職員手当等	1,476	事業 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	
							4 共 濟 費	214		
計	3,553,938	32,308	3,586,246				32,308			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴稅費

1 稅務総務費	154,414	4,245	158,659				4,245	2 納 稅	2,291	○一般職人件費支払事業 一般職給 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金
							3 職員手当等	1,712		
							4 共 濟 費	242		
2 賦課徵稅費	129,392	1,491	130,883				1,491	1 報 酬	1,155	○村税賦課徵収諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金
							3 職員手当等	291		
							4 共 濟 費	45		
計	283,806	5,736	289,542				5,736			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民登録費	130,430	3,200	133,630				3,200	1 報酬	879	○一般職人件費支払事業 2,015 一般職給 1,122 時間外勤務手当 57 一般職期末手当 337 勤勉手当 298 職員退職手当組合負担金 146 地域手当 44 一般職員共済組合負担金 11 ○戸籍住民登録事業 1,022 一般職報酬 763 一般職期末手当 120 勤勉手当 105 社会保険料負担金 22 会計年度任用職員共済組合負担金 12 ○パスポート発行事業 163 一般職報酬 116 一般職期末手当 21 勤勉手当 19 社会保険料負担金 4 会計年度任用職員共済組合負担金 3
計	130,430	3,200	133,630				3,200			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3 参議院議員通常選挙費	19,682	58	19,740				58	1 報酬	58	○参議院議員通常選挙事業 58 一般職報酬 58
4 茨城県知事選挙費	16,189	56	16,245				56	1 報酬	56	○茨城県知事選挙事業 56 一般職報酬 56

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	58,403	114	58,517				114			

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2 人口労働統計調査費	21,366	80	21,446				80	1報酬	80	○国勢調査事業一般職報酬	80
計	21,903	80	21,983				80				

## (款) 2 総務費

## (項) 6 監査委員費

1 監査委員費	21,986	505	22,491				505	2 納料	263	○一般職人件費支払事業	505
								3 職員手当等	209	一般職給	263
								4 共済費	33	一般職期末手当	88
										勤勉手当	77
計	21,986	505	22,491				505			職員退職手当組合負担金	34
										地域手当	10
										一般職員共済組合負担金	33

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,067,788	15,414	1,083,202				15,414	1報酬	196	○一般職人件費支払事業	13,677
								2 納料	8,108	一般職給	8,108
								3 職員手当等	416	通勤手当	28
								4 共済費	1,784	時間外勤務手当	416
								12 委託料	1,533	一般職期末手当	1,784
										勤勉手当	1,533
										職員退職手当組合負担金	826
										地域手当	325
										一般職員共済組合負担金	657

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							27 繰出金	1,316	○国民健康保険事業特別会計繰出金事業 1,316 国民健康保険事業特別会計繰出金 1,316 ○福祉事務所未設置町村相談事業 (重層的支援体制) 174 福祉事務所未設置町村相談事業実施業務委託料 174 ○相談支援諸費 171 一般職報酬 120 一般職期末手当 23 勤勉手当 20 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3 ○定額減税補足給付金支給事業(不足額給付分) 76 一般職報酬 76	
2 老人福祉費	992,098	3,221	995,319				3,221	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 27 繰出金	416 135 23 2,647	○高齢福祉諸費 382 一般職報酬 277 一般職期末手当 48 勤勉手当 42 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6 ○地域包括支援センター運営事業 (重層的支援体制) 192 一般職報酬 139 一般職期末手当 24 勤勉手当 21 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									担金 3 ○介護保険諸費 2,647 介護保険事業特別会計繰出金 2,647	
3 障害福祉費	1,340,770	1,042	1,341,812				1,042	1 報酬 755 3 職員手当等 248 4 共済費 39	○基幹相談支援センター機能強化事業(重層的支援体制) 172 一般職報酬 121 一般職期末手当 23 勤勉手当 21 社会保険料負担金 4 会計年度任用職員共済組合負担金 3 ○障がい者チャレンジUP雇用事業 870 一般職報酬 634 一般職期末手当 109 勤勉手当 95 社会保険料負担金 20 会計年度任用職員共済組合負担金 12	
4 医療福祉費	868,252	1,179	869,431				1,179	2 納料 659 3 職員手当等 452 4 共済費 68	○一般職人件費支払事業 1,179 一般職給 659 通勤手当 9 一般職期末手当 175 勤勉手当 153 職員退職手当組合負担金 89 地域手当 26 一般職員共済組合負担金 68	
6 国民年金費	17,327	607	17,934				607	1 報酬 276 2 納料 127	○一般職人件費支払事業 226 一般職給 127 一般職期末手当 41	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							3 職員手当等	189	勤勉手当 36 職員退職手当組合負担金 17 地域手当 5 ○国民年金諸費 381 一般職報酬 276 一般職期末手当 48 勤勉手当 42 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6	
計	4,678,060	21,463	4,699,523				4 共 濟 費	15		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	1,379,571	533	1,380,104				533	1 報 酉	388	○児童福祉総務諸費 225 一般職報酬 170 一般職期末手当 25 勤勉手当 22 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3 ○要保護児童等対策事業 308 一般職報酬 218 一般職期末手当 41 勤勉手当 36 社会保険料負担金 8 会計年度任用職員共済組合負担金 5
								3 職員手当等	124	
								4 共 濟 費	21	
3 児童福祉 施設費	1,358,723	30,766	1,389,489				30,766	1 報 酉	11,004	○一般職人件費支払事業 15,290 一般職給 8,291 通勤手当 90
								2 紿 料	8,614	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							3 職員手当等	9,744	時間外勤務手当 217 一般職期末手当 2,352 勤勉手当 2,026 職員退職手当組合負担金 1,128 地域手当 331 一般職員共済組合負担金 855 ○保育所管理事業 10,130 一般職報酬 127 保育士等報酬 6,967 会計年度任用職員給 323 一般職期末手当 1,262 勤勉手当 1,095 社会保険料負担金 223 会計年度任用職員共済組合負担金 133 ○百塚保育所子育て支援センター運営事業(重層的支援体制) 180 保育士等報酬 127 一般職期末手当 24 勤勉手当 21 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3 ○百塚保育所一時保育事業 179 保育士等報酬 127 一般職期末手当 23 勤勉手当 21 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3 ○こども園管理事業 3,860 一般職報酬 139 保育士等報酬 2,716	
							4 共 濟 費	1,404		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									一般職期末手当 465 勤勉手当 409 公立学校共済組合負担金 48 社会保険料負担金 83 ○どうかい村松宿こども園子育て支援センター運営事業(重層的支援体制) 277 保育士等報酬 195 一般職期末手当 37 勤勉手当 33 公立学校共済組合負担金 4 社会保険料負担金 4 雇用保険料負担金 4 ○どうかい村松宿こども園一時保育事業 192 保育士等報酬 137 一般職期末手当 25 勤勉手当 22 公立学校共済組合負担金 3 社会保険料負担金 5 ○長堀すこやかハウス運営管理事業(重層的支援体制) 658 保育士等報酬 469 一般職期末手当 87 勤勉手当 76 社会保険料負担金 16 会計年度任用職員共済組合負担金 10	
計	3,666,113	31,299	3,697,412				31,299			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	415,311	4,452	419,763				4,452	1 報酬	598	○一般職人件費支払事業 3,633 一般職給 1,700 通勤手当 17 一般職期末手当 589 勤勉手当 513 職員退職手当組合負担金 280 地域手当 75 一般職員共済組合負担金 459 ○保健衛生諸費 603 一般職報酬 444 一般職期末手当 73 勤勉手当 64 社会保険料負担金 13 会計年度任用職員共済組合負担金 9 ○とうかい版ネウボラ推進事業 216 一般職報酬 154 一般職期末手当 28 勤勉手当 25 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 4
3 環境衛生 費	352,196	3,122	355,318				3,122	1 報酬	154	○一般職人件費支払事業 2,913 一般職給 1,226 通勤手当 5 一般職期末手当 482 勤勉手当 422 職員退職手当組合負担金 230 地域手当 58 一般職員共済組合負担金 490 ○環境政策諸費 209 一般職報酬 154

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									一般職期末手当 25 勤勉手当 22 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
6 精神保健福祉費	11,128	344	11,472				344	1 報酬	242 ○精神保健福祉諸費 344 一般職報酬 242	
								3 職員手当等	87 一般職期末手当 46 勤勉手当 41 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6	
								4 共済費	15	
8 後期高齢者保健事業費	44,244	443	44,687				443	1 報酬	330 ○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 443 一般職報酬 330	
								3 職員手当等	97 一般職期末手当 52 勤勉手当 45 社会保険料負担金 10 会計年度任用職員共済組合負担金 6	
								4 共済費	16	
計	1,183,892	8,361	1,192,253				8,361			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	52,543	1,523	54,066				1,523	2 納料	643 ○一般職人件費支払事業 1,327 一般職給 502
								3 職員手当等	813 時間外勤務手当 23 一般職期末手当 369
								4 共済費	67 勤勉手当 286 職員退職手当組合負担金 68

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									地域手当 20 一般職員共済組合負担金 59 ○ごみゼロ推進諸費 196 会計年度任用職員給 141 一般職期末手当 25 勤勉手当 22 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
2 ごみ処理費	847,478	417	847,895				417	1 報酬 300	○ごみ処理諸費 417 一般職報酬 300	
								3 職員手当等 100	一般職期末手当 53 勤勉手当 47	
								4 共済費 17	社会保険料負担金 10 会計年度任用職員共済組合負担金 7	
計	1,106,239	1,940	1,108,179				1,940			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	18,119	193	18,312				193	1 報酬 139	○農地中間管理事業 193 一般職報酬 139
								3 職員手当等 46	一般職期末手当 25 勤勉手当 21
								4 共済費 8	社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3
2 農業総務費	114,294	3,166	117,460				3,166	2 納付料 1,650	○一般職人件費支払事業 3,166 一般職給 1,650
								3 職員手当等 1,325	通勤手当 7

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共 濟 費	191	時間外勤務手当 65 一般職期末手当 513 勤勉手当 450 職員退職手当組合負担金 224 地域手当 66 一般職員共済組合負担金 191	
4 農業政策費	91,550	188	91,738				188	1 報 酬	138 ○農業振興諸費 12 一般職報酬 12	
								3 職員手当等	43 ○農業支援センター管理運営事業 176 一般職報酬 126	
								4 共 濟 費	7 一般職期末手当 23 勤勉手当 20 社会保険料負担金 4 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
5 農地費	111,302	165	111,467				165	1 報 酉	119 ○東海村多面的機能支援事業 165 一般職報酬 119	
								3 職員手当等	39 一般職期末手当 21 勤勉手当 18 社会保険料負担金 4 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
計	399,275	3,712	402,987				3,712			

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工総務費	90,415	2,570	92,985				2,570	2 納 入 料	1,218 ○一般職人件費支払事業 2,570 一般職給 1,218
								3 職員手当等	1,148 通勤手当 37

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共 濟 費	204	時間外勤務手当 53 一般職期末手当 413 勤勉手当 377 職員退職手当組合負担金 216 地域手当 52 一般職員共済組合負担金 204	
2 商工振興費	394,650	190	394,840				190	1 報 酬	137	○産業振興諸費 190 一般職報酬 137
								3 職員手当等	45	一般職期末手当 24 勤勉手当 21
								4 共 濟 費	8	社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3
3 観光費	88,655	605	89,260				605	1 報 酉	434	○観光振興諸費 605 一般職報酬 434
								3 職員手当等	148	一般職期末手当 79 勤勉手当 69
								4 共 濟 費	23	社会保険料負担金 14 会計年度任用職員共済組合負担金 9
4 消費生活対策費	9,542	274	9,816				274	1 報 酉	192	○消費生活センター運営事業 274 一般職報酬 192
								3 職員手当等	71	一般職期末手当 38 勤勉手当 33
								4 共 濟 費	11	社会保険料負担金 7 会計年度任用職員共済組合負担金 4
計	583,262	3,639	586,901				3,639			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分					
				国県支出金	地方債	その他							
1 土木総務費	79,092	2,370	81,462				2,370	1 報酬	139	○一般職人件費支払事業 2,178			
								2 給料	931	一般職給 931			
								3 職員手当等	1,179	通勤手当 14			
								4 共済費	121	一般職期末手当 508			
計										勤勉手当 449			
										職員退職手当組合負担金 126			
										地域手当 37			
										一般職員共済組合負担金 113			
										○道路整備諸費 192			
										一般職報酬 139			
										一般職期末手当 24			
										勤勉手当 21			
										社会保険料負担金 5			
										会計年度任用職員共済組合負担金 3			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	118,238	2,881	121,119				2,881	2 給料	1,540	○一般職人件費支払事業 2,881
								3 職員手当等	1,170	一般職給 1,540
								4 共済費	171	通勤手当 29
										一般職期末手当 465
計	720,932	2,881	723,813				2,881			勤勉手当 406
										職員退職手当組合負担金 209
										地域手当 61
										一般職員共済組合負担金 171

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費	172,428	1,356	173,784				1,356	1 報酬	139	○一般職人件費支払事業 1,164 一般職給 482 通勤手当 9 時間外勤務手当 17 一般職期末手当 292 勤勉手当 222 職員退職手当組合負担金 65 地域手当 19 一般職員共済組合負担金 58 ○都市政策諸費 192 一般職報酬 139 一般職期末手当 24 勤勉手当 21 社会保険料負担金 5 会計年度任用職員共済組合負担金 3
3 土地区画 整理費	680,542	2,265	682,807				2,265	2 給料	376	○一般職人件費支払事業 906 一般職給 376 一般職期末手当 318 勤勉手当 102 職員退職手当組合負担金 51 地域手当 15 一般職員共済組合負担金 44 ○区画整理事業特別会計繰出金事業 1,359 東海駅西土地区画整理事業特別会計繰出金 258 東海中央土地区画整理事業特別会計繰出金 1,101
計	2,194,804	3,621	2,198,425				3,621			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	480,426	5,543	485,969				5,543	1 報酬	1,124	○一般職人件費支払事業 4,010 一般職給 2,057 通勤手当 5 時間外勤務手当 162 一般職期末手当 636 勤勉手当 555 職員退職手当組合負担金 278 地域手当 83 一般職員共済組合負担金 234 ○事務局運営諸費 362 一般職報酬 258 一般職期末手当 47 勤勉手当 42 公立学校共済組合負担金 3 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 3 ○少人数学級運営事業 1,171 低学年支援員報酬 866 一般職期末手当 141 勤勉手当 123 公立学校共済組合負担金 15 社会保険料負担金 26
3 教育指導費	356,254	10,425	366,679				10,425	1 報酬	7,531	○指導室運営諸費 379 一般職報酬 274 一般職期末手当 48 勤勉手当 42 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6 ○学校図書館指導員配置事業 1,395 学校図書館指導員報酬 993

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									一般職期末手当 185 勤勉手当 163 公立学校共済組合負担金 20 社会保険料負担金 34 ○スタディ・センター配置事業 1,961 スタディ・センター報酬 1,375 一般職期末手当 269 勤勉手当 239 公立学校共済組合負担金 29 社会保険料負担金 49 ○教科特別指導員配置事業 652 教科特別指導員報酬 455 一般職期末手当 90 勤勉手当 80 公立学校共済組合負担金 10 社会保険料負担金 17 ○生活指導員設置事業 3,869 生活指導員報酬 2,848 一般職期末手当 474 勤勉手当 414 公立学校共済組合負担金 49 社会保険料負担金 84 ○心の居場所づくり推進事業 1,371 心の居場所づくり推進相談員報酬 1,002 一般職期末手当 170 勤勉手当 149 公立学校共済組合負担金 10 社会保険料負担金 31 会計年度任用職員共済組合負担金 9 ○発達支援センター運営事業 682 発達支援コーディネーター報	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									酬 116 発達支援センター指導員報酬 387 一般職期末手当 84 勤勉手当 74 社会保険料負担金 13 会計年度任用職員共済組合負担金 8 ○村採用・若手教職員等指導運営事業 116 教育指導員報酬 81 一般職期末手当 16 勤勉手当 14 公立学校共済組合負担金 2 社会保険料負担金 3	
計	838,599	15,968	854,567				15,968			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	762,732	2,254	764,986				2,254	2 納料	1,515	○一般職人件費支払事業 1,121 一般職給 660 通勤手当 10 一般職期末手当 187 勤勉手当 163 職員退職手当組合負担金 75 地域手当 26 ○小学校給食運営管理事業 1,133 会計年度任用職員給 855 一般職期末手当 129 勤勉手当 112 公立学校共済組合負担金 14 社会保険料負担金 23
								3 職員手当等	702	
								4 共 濟 費	37	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	762,732	2,254	764,986				2,254			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	252,415	1,434	253,849				1,434	2 納入料	953	○一般職人件費支払事業 644
								一般職給	343	一般職給 343
								一般職期末手当	105	一般職期末手当 105
								勤勉手当	94	勤勉手当 94
計	252,415	1,434	253,849				1,434	職員退職手当組合負担金	47	職員退職手当組合負担金 47
								地域手当	14	地域手当 14
								一般職員共済組合負担金	41	一般職員共済組合負担金 41
								○中学校給食運営管理事業 790		○中学校給食運営管理事業 790
								会計年度任用職員給	610	会計年度任用職員給 610
								一般職期末手当	82	一般職期末手当 82
								勤勉手当	74	勤勉手当 74
								公立学校共済組合負担金	9	公立学校共済組合負担金 9
								社会保険料負担金	15	社会保険料負担金 15

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 園管理費	395,570	7,562	403,132				7,562	1 報酬	2,641	○一般職人件費支払事業 3,874
								一般職給	2,089	一般職給 2,089
								通勤手当	3	通勤手当 3
								一般職期末手当	742	一般職期末手当 742
								勤勉手当	435	勤勉手当 435
								職員退職手当組合負担金	293	職員退職手当組合負担金 293
								地域手当	84	地域手当 84
								公立学校共済組合負担金	228	公立学校共済組合負担金 228
								○幼稚園管理事業 3,688		○幼稚園管理事業 3,688
								幼稚園講師等報酬	2,641	幼稚園講師等報酬 2,641
								一般職期末手当	483	一般職期末手当 483

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
									勤勉手当 426 公立学校共済組合負担金 51 社会保険料負担金 87	
計	395,570	7,562	403,132				7,562			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	637,284	6,454	643,738			6,454	1 報酬	519	○一般職人件費支払事業 5,730 一般職給 3,039
							2 給料	3,039	時間外勤務手当 148 一般職期末手当 905
							3 職員手当等	2,541	勤勉手当 770 職員退職手当組合負担金 416
							4 共済費	355	地域手当 122 一般職員共済組合負担金 330
2 文化振興 費	63,906	412	64,318			412	○社会教育振興諸費 724 一般職報酬 519		
							2 給料	321	一般職期末手当 96
							3 職員手当等	83	勤勉手当 84 社会保険料負担金 15
							4 共済費	8	会計年度任用職員共済組合負担金 10
5 青少年対	28,029	453	28,482			453	1 報酬	324	○埋蔵文化財発掘調査事業 412 会計年度任用職員給 321
									一般職期末手当 44 勤勉手当 39 社会保険料負担金 3 会計年度任用職員共済組合負担金 5

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
策費							3 職員手当等	111	一般職報酬 136 社会教育指導員報酬 105	
							4 共 濟 費	18	一般職期末手当 43 勤勉手当 38 社会保険料負担金 8 会計年度任用職員共済組合負担金 5 ○青少年相談員運営事業 118 特別青少年相談員報酬 83 一般職期末手当 16 勤勉手当 14 社会保険料負担金 3 会計年度任用職員共済組合負担金 2	
6 公民館費	13,424	163	13,587				163	1 報 酬	116 ○中央公民館諸費 163 一般職報酬 116	
								3 職員手当等	40 一般職期末手当 21 勤勉手当 19 社会保険料負担金 4 会計年度任用職員共済組合負担金 3	
7 図書館費	206,467	1,708	208,175				1,708	4 共 濟 費	7	
								1 報 酬	1,213 ○図書館諸費 1,708 一般職報酬 1,213	
								3 職員手当等	429 一般職期末手当 228 勤勉手当 201 社会保険料負担金 41 会計年度任用職員共済組合負担金 25	
計	1,137,450	9,190	1,146,640				9,190			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 社会体育費	339,502	36	339,538				36	1 報 酬	36	○地域クラブ活動支援事業 36 一般職報酬 36
計	602,511	36	602,547				36			

令和 7 年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第125号

## 令和7年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,066,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		300,818	1,316	302,134
	1 他 会 計 繰 入 金	192,300	1,316	193,616
歳 入 合 計		3,065,374	1,316	3,066,690

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		56,090	1,299	57,389
	1 総務管理費	54,022	1,299	55,321
5 保健事業費		48,624	17	48,641
	1 特定健康診査事業費	34,025	17	34,042
歳出	合計	3,065,374	1,316	3,066,690

## 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括  
歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繼入金	300,818	1,316	302,134
歳入合計	3,065,374	1,316	3,066,690

## 歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 総務費	56,090	1,299	57,389			1,299
5 保健事業費	48,624	17	48,641			17
歳出合計	3,065,374	1,316	3,066,690			1,316

## 2歳入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	192,300	1,316	193,616	4 職員給与費等繰入金	1,316	職員給与費等繰入金 1,316
計	192,300	1,316	193,616			

## 3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	52,895	1,299	54,194				1,299	2 納料	688	○一般職人件費支払事業 1,299 一般職給 688 一般職期末手当 213 勤勉手当 187 職員退職手当組合負担金 95 地域手当 37 一般職員共済組合負担金 79
計	54,022	1,299	55,321				1,299			

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査事業費

1 特定健康診査事業費	34,025	17	34,042				17	1 報酬	17	○特定健康診査事業 17 一般職報酬 17
計	34,025	17	34,042				17			

令和 7 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第126号

## 令和7年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,329千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,156,301千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



## 第一表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		683,468	185	683,653
	1 介護保険料	683,468	185	683,653
3 国庫支出金		619,491	249	619,740
	2 国庫補助金	71,002	249	71,251
4 支払基金交付金		760,808	123	760,931
	1 支払基金交付金	760,808	123	760,931
5 県支出金		358,080	125	358,205
	3 県補助金	18,676	125	18,801
7 繰入金		654,456	2,647	657,103
	1 一般会計繰入金	567,742	2,647	570,389
歳入合計		3,152,972	3,329	3,156,301

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		90,751	2,522	93,273
	1 総務管理費	57,945	1,666	59,611
	3 介護認定審査会費	31,118	856	31,974
3 地域支援事業費		132,753	807	133,560
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	94,261	454	94,715
	3 包括的支援事業・任意事業費	31,492	353	31,845
歳出	合計	3,152,972	3,329	3,156,301

## 東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

# 保 險 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
歳 入

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	683,468	185	683,653
3 国 庫 支 出 金	619,491	249	619,740
4 支 払 基 金 交 付 金	760,808	123	760,931
5 県 支 出 金	358,080	125	358,205
7 繰 入 金	654,456	2,647	657,103
歳 入 合 計	3,152,972	3,329	3,156,301

## 歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他の		
1 総務費	90,751	2,522	93,273				2,522	
3 地域支援事業費	132,753	807	133,560	374		433		
歳出合計	3,152,972	3,329	3,156,301	374		433	2,522	

## 2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	683,468	185	683,653	1 現年分特別徴収保険料	174	特別徴収保険料 174
				2 現年分普通徴収保険料	11	普通徴収保険料 11
計	683,468	185	683,653			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	28,136	4	28,140	1 現年度分	4	地域支援事業費調整交付金 4
2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	20,232	109	20,341	1 現年度分	109	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 109
3 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	12,094	136	12,230	1 現年度分	136	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 136
計	71,002	249	71,251			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	27,731	123	27,854	1 現年度分	123	地域支援事業支援交付金 123
計	760,808	123	760,931			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	12,639	57	12,696	1 現年度分	57	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 57
------------------------------	--------	----	--------	--------	----	-------------------------------

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
業)						
2 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	6,037	68	6,105	1 現年度分	68	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 68
計	18,676	125	18,801			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	12,639	57	12,696	1 現年度分	57	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 57
3 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	6,037	68	6,105	1 現年度分	68	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) 68
4 その他一般会計繰入金	97,212	2,522	99,734	1 職員給与費等繰入金	2,522	職員給与費等繰入金 2,522
計	567,742	2,647	570,389			

## 3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分					
				国県支出金	地方債	その他							
1 一般管理費	57,944	1,666	59,610				1,666	2 給料	737	○一般職人件費支払事業 1,666			
								3 職員手当等	575	一般職給 737			
								4 共済費	354	一般職期末手当 224			
										勤勉手当 192			
計							1,666			職員退職手当組合負担金 102			
										地域手当 57			
										一般職員共済組合負担金 354			

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

2 介護認定調査費	25,741	856	26,597				856	1 報酬	617	○介護認定調査事業 856			
								3 職員手当等	208	介護認定調査員報酬 617			
								4 共済費	28	一般職期末手当 111			
								8 旅費	3	勤勉手当 97			
計							856			社会保険料負担金 15			
										会計年度任用職員共済組合負担金 13			
										費用弁償 3			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費(第1号訪問・通所事業)	75,736	232	75,968	87		145		2 給料	130	○一般職人件費支払事業 232
								3 職員手当等	102	一般職給 130

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 介護予防・生活支援サービス事業費(第1号介護予防支援事業費)	18,525	222	18,747	83		139		1 報 酬	159	○介護予防ケアマネジメント事業(直営分) 222 一般職報酬 159 一般職期末手当 28 勤勉手当 25 社会保険料負担金 6 会計年度任用職員共済組合負担金 4
計	94,261	454	94,715	170		284				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

3 その他の事業	23,331	353	23,684	204		149		1 報 酬	252	○介護相談員派遣事業 353 介護相談員報酬 252 一般職期末手当 46 勤勉手当 40 社会保険料負担金 9 会計年度任用職員共済組合負担金 6
								3 職員手当等	86	
								4 共 濟 費	15	
計	31,492	353	31,845	204		149				

令和 7 年度 水戸・勝田都市計画事業  
東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第127号

令和7年度 水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,396千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳  
出予算補正」による。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金		18,915	258	19,173
1 他 会 計 繰 入 金		18,915	258	19,173
歳 入 合 計		21,138	258	21,396

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 区 画 整 理 事 業 費		18,732	258	18,990
	1 東海駅西土地区画整理事業費	18,732	258	18,990
歳 出	合 計	21,138	258	21,396

水戸・勝田都市計画事業  
東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括  
歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入	18,915	258	19,173
歳入合計	21,138	258	21,396

## 歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 区 画 整 理 事 業 費	18,732	258	18,990				258
歳 出 合 計	21,138	258	21,396				258

## 2歳入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	18,915	258	19,173	1 一般会計繰入金	258	一般会計繰入金 258
計	18,915	258	19,173			

## 3歳出

(款) 1 区画整理事業費

(項) 1 東海駅西土地区画整理事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分					
				国県支出金	地方債	その他							
1 総務費	11,496	258	11,754				258	2 納入料	130	○一般職人件費支払事業 258			
								3 職員手当等	112	一般職給 130			
								4 共済費	16	通勤手当 7			
計							258			一般職期末手当 44			
										勤勉手当 38			
										職員退職手当組合負担金 18			
										地域手当 5			
										一般職員共済組合負担金 16			

令和 7 年度 水戸・勝田都市計画事業  
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第128号

令和7年度 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ753,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		634,046	1,101	635,147
1 他 会 計 繰 入 金		634,046	1,101	635,147
歳 入 合 計		752,425	1,101	753,526

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 区 画 整 理 事 業 費		737, 882	1, 101	738, 983
	1 東海中央土地区画整理事業費	737, 882	1, 101	738, 983
歳 出	合 計	752, 425	1, 101	753, 526

水戸・勝田都市計画事業  
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括  
歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繼入	634,046	1,101	635,147
歳入合計	752,425	1,101	753,526

## 歳 出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 区 画 整 理 事 業 費	737,882	1,101	738,983				1,101
歳 出 合 計	752,425	1,101	753,526				1,101

## 2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	634, 046	1, 101	635, 147	1 繰入金	1, 101	一般会計繰入金 1, 101
計	634, 046	1, 101	635, 147			

## 3歳出

(款) 1 区画整理事業費

(項) 1 東海中央土地区画整理事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 総務費	52,798	1,101	53,899				1,101	2 納付金	640	○一般職人件費支払事業 一般職給 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 職員退職手当組合負担金 地域手当
								3 職員手当等	461	
計	737,882	1,101	738,983				1,101			

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結する。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 第07-29-202-K-003号                                      |
|          | 総合体育館空調・換気設備設置工事                                       |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札（電子入札）   |
| 3 契約金額   | 金193,899,200円  |
| 4 契約の相手方 | 住所 茨城県水戸市けやき台三丁目42番地の1<br>名称 株式会社新栄設備工業<br>代表取締役 中庭 雅彦 |

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



## 資料

第07-29-202-K-003号 総合体育館空調・換気設備設置工事一般競争入札（電子入札）参加者名

茨城県那珂郡東海村東海一丁目1番23号

弓山建設工業株式会社

茨城県水戸市東野町字南割140番地4

清和工業株式会社

茨城県水戸市けやき台三丁目42番地の1

株式会社新栄設備工業

## 資料

### 第07-29-202-K-003号 総合体育館空調・換気設備設置工事一般競争入札（電子入札）結果

- 1 入札書比較金額 金191,600,000円
- 2 一般競争入札（電子入札）開票状況

（単位：円）

入札参加者名	入札金額	備考
弓山建設工業株式会社		辞退
清和工業株式会社	187,000,000	
株式会社新栄設備工業	176,272,000	落札

（注）入札書比較金額及び入札金額には、消費税及び地方消費税は含まれません。

## 資料

### 株式会社新栄設備工業の概要

本社所在地 茨城県水戸市けやき台三丁目42番地の1  
代表者 代表取締役 中庭 雅彦  
資本金 2,000万円  
営業年数 26年  
完成工事高合計 16億2,311万5千円  
管従事職員数 24人（1級技術者7人，基幹技能者6人，2級技術者7人，その他技術者4人）  
業種 土木一式，建築一式，電気，管，機械器具設置  
主な同種工事の施工実績

茨城県警察本部発注：K01-2022030

日立警察署空調設備その他改修工事

## 工事概要説明書

- 1 工事番号 第07-29-202-K-003号
- 2 工事名称 総合体育館空調・換気設備設置工事
- 3 工事場所 茨城県那珂郡東海村大字船場地内
- 4 工事期間 本契約となった日の翌日から令和8年12月25日まで
- 5 工事概要

### ■ 総合体育館における空調設備の改修及び新設工事

#### ○工事内容

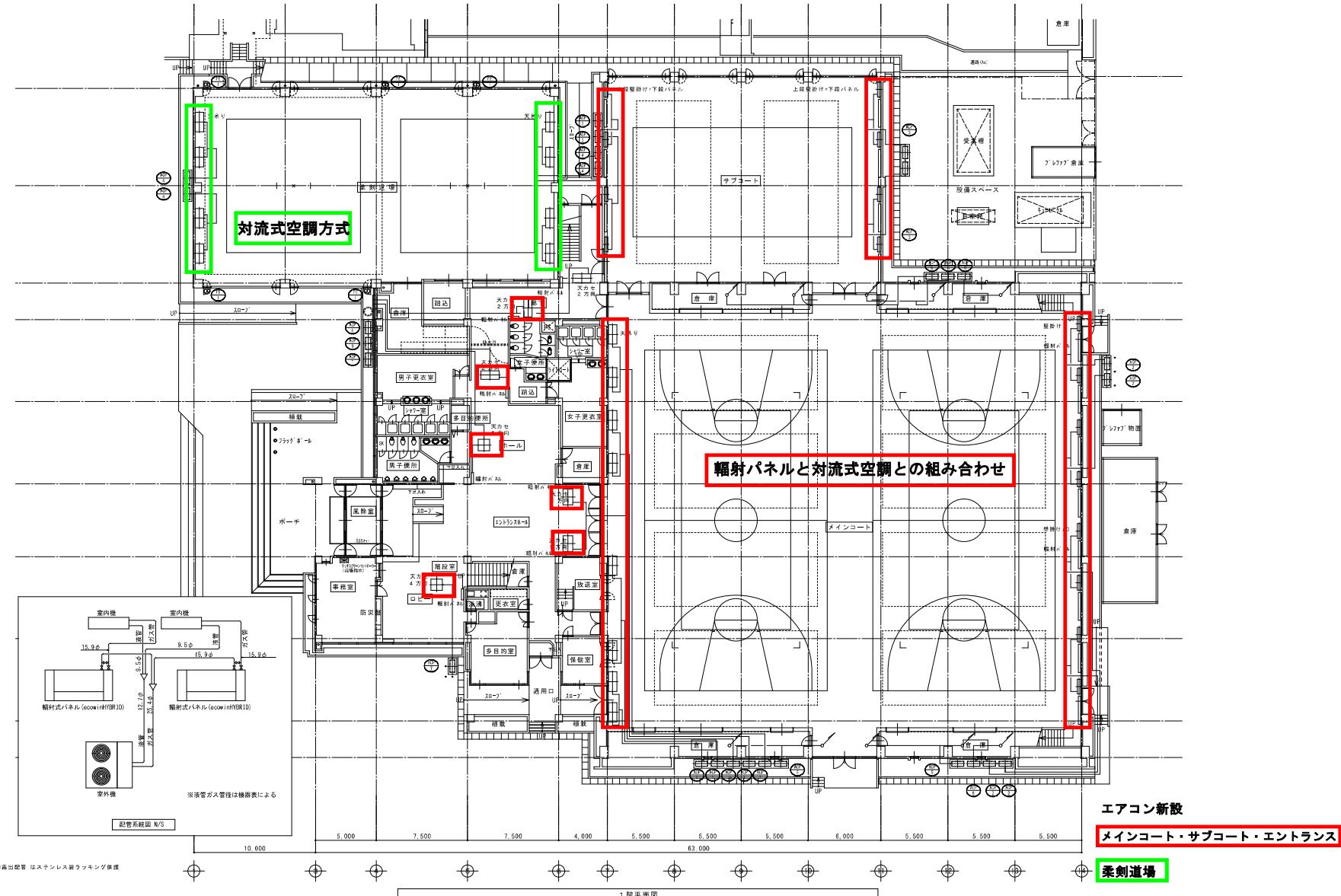
空調機更新：会議室，幼児室，トレーニング室

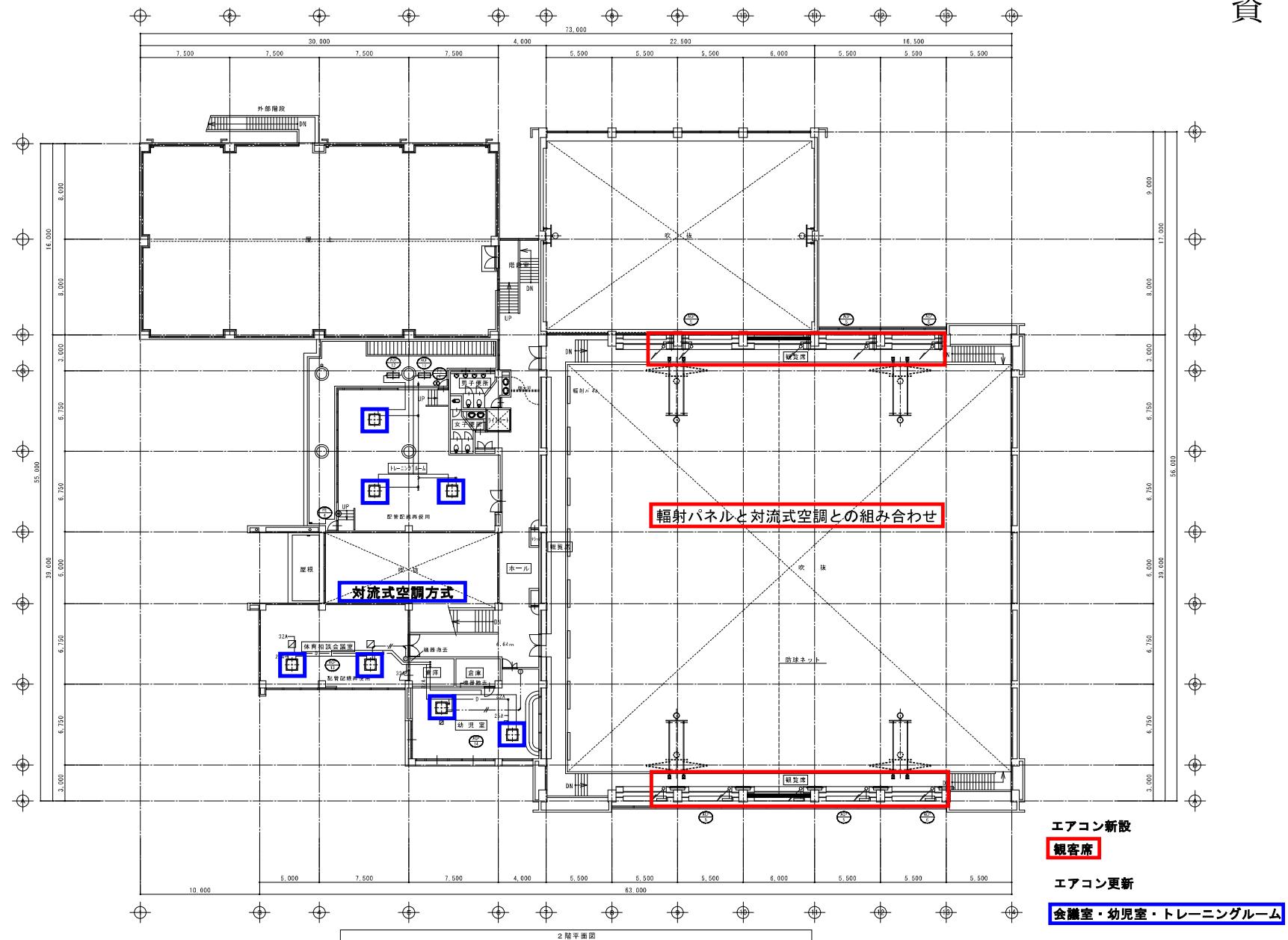
空調機新設：メインコート，サブコート，柔剣道場，エントランスホール

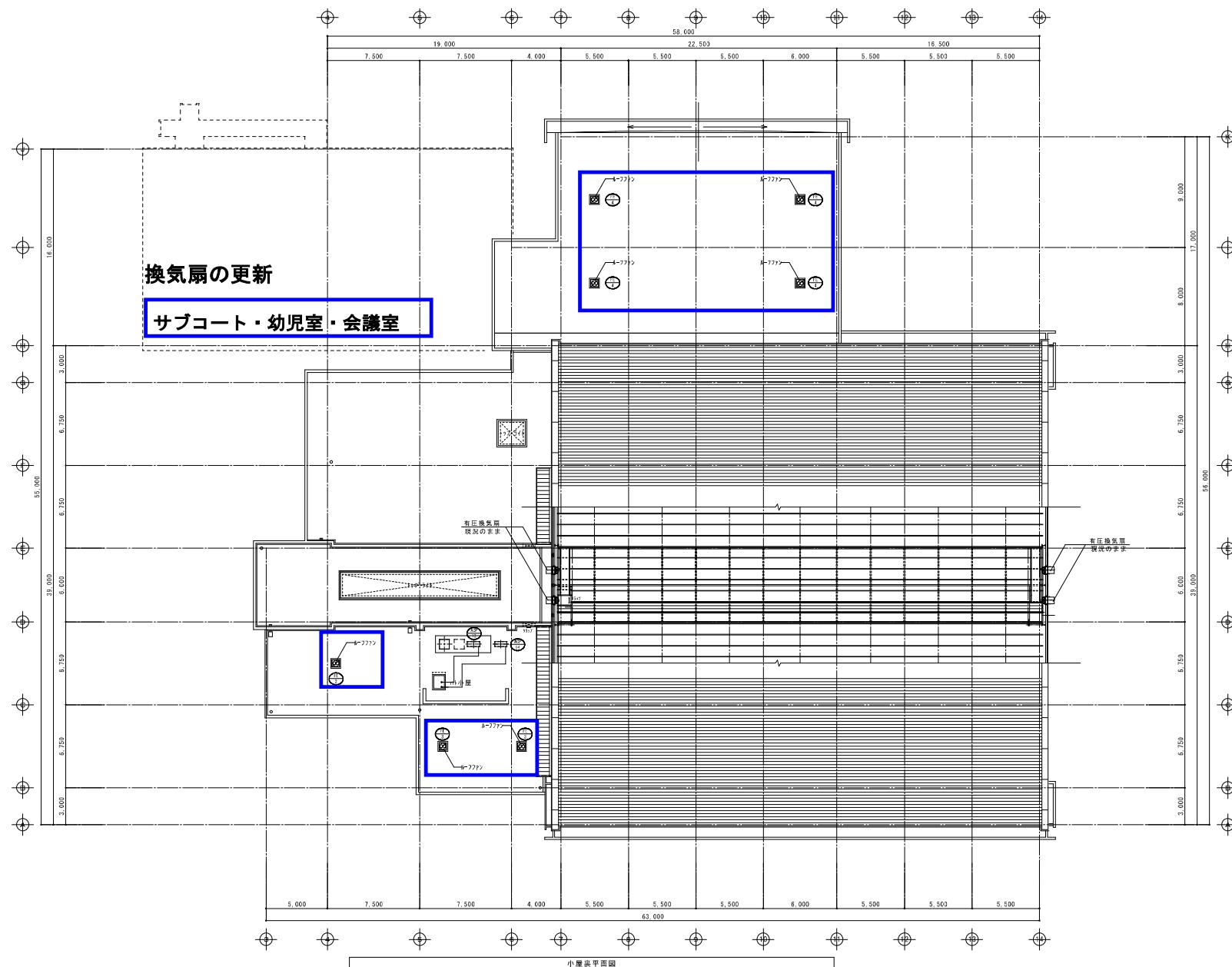
電気設備工事：空調設置に伴う受変電設備改修，動力設備改修

建築工事：影響範囲の改修

上記に係る機械設備工事一式







議案第130号

工事請負契約締結事項中の変更について

令和7年6月19日議決、同日締結の第07-22-103-K-001号 南川根橋修繕工事請負契約締結事項中、下記のとおり変更し、契約したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山田



記

契約金額 「93, 610, 000円」を  
「96, 129, 000円」に変更

## 資料

### 工事概要説明書

- 1 工事番号 第07-22-103-K-001号  
2 工事名称 南川根橋修繕工事  
3 工事場所 茨城県那珂郡東海村大字村松地内  
4 工事期間 令和7年6月20日から令和8年3月16日まで  
(270日間)  
5 工事変更内容

工種	当初数量	変更数量	増減
足場工(くさび結合支保工)	123 空m <sup>3</sup>	0 空m <sup>3</sup>	-123 空m <sup>3</sup>
足場工(ステージ型支保工)	0 m <sup>2</sup>	127 m <sup>2</sup>	+127 m <sup>2</sup>

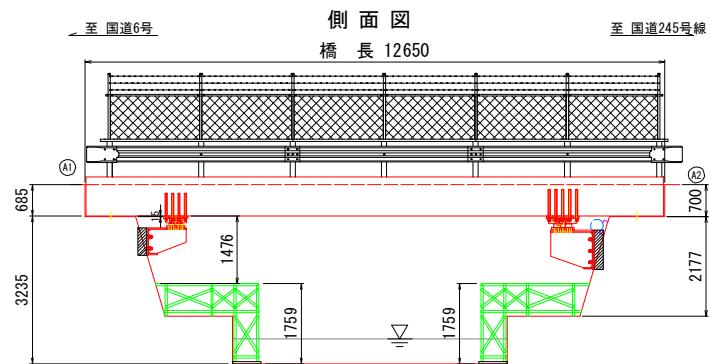
## 位置図



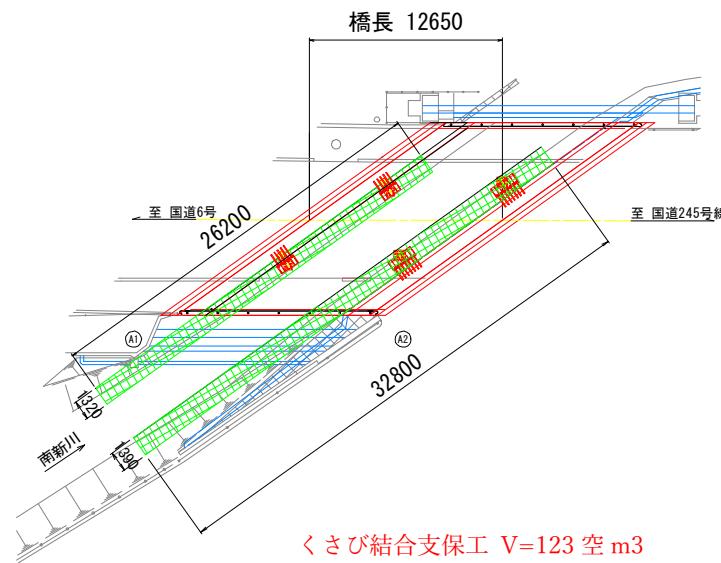
## 南川根橋 支保工 計画図

当初設計	変更設計	増減
足場工(くさび結合支保工) 123 空 m3	0 空 m3	-123 空 m3
足場工(ステージ型支保工) 0m2	127m2	+127m2

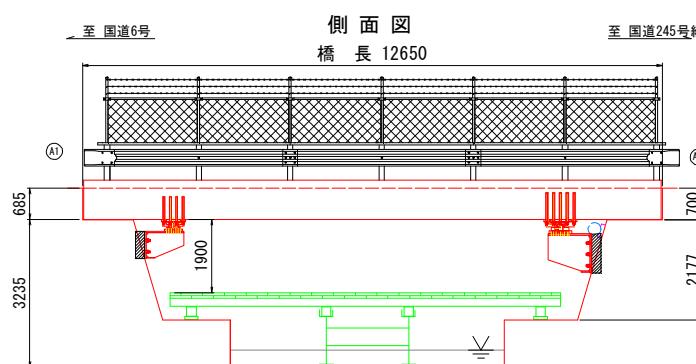
## 当初設計



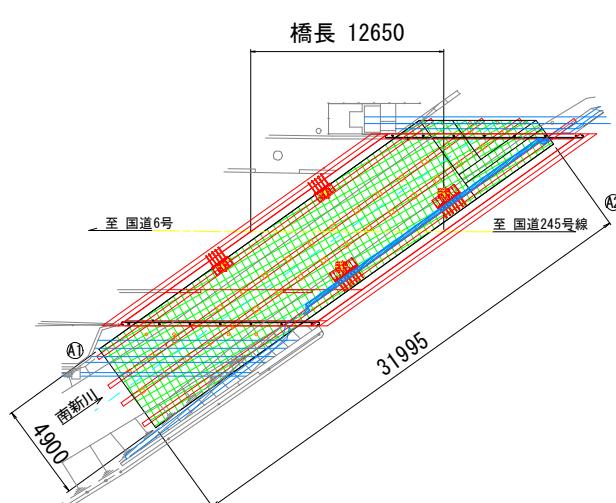
## 平面図



## 変更設計



## 平面図



議案第131号

工事請負契約締結事項中の変更について

令和7年6月19日議決、同日締結の第07-22-212-K-001号 阿漕ヶ浦公園駐車場整備工事請負契約締結事項中、下記のとおり変更し、契約したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山田



記

契約金額 「194,480,000円」を  
「193,611,000円」に変更

## 資料

### 工事概要説明書

- 1 工事番号 第07-22-212-K-001号  
2 工事名称 阿漕ヶ浦公園駐車場整備工事  
3 工事場所 茨城県那珂郡東海村大字村松地内  
4 工事期間 令和7年6月20日から令和8年3月16日まで  
(270日間)  
5 工事変更内容

工種	当初数量	変更数量	増 減
歩車道境界ブロック	617m	334m	-283m
防草シート敷設	1150m <sup>2</sup>	990m <sup>2</sup>	-160m <sup>2</sup>
歩道舗装	0m <sup>2</sup>	52m <sup>2</sup>	+52m <sup>2</sup>
地先境界ブロック	0m	53m	+53m

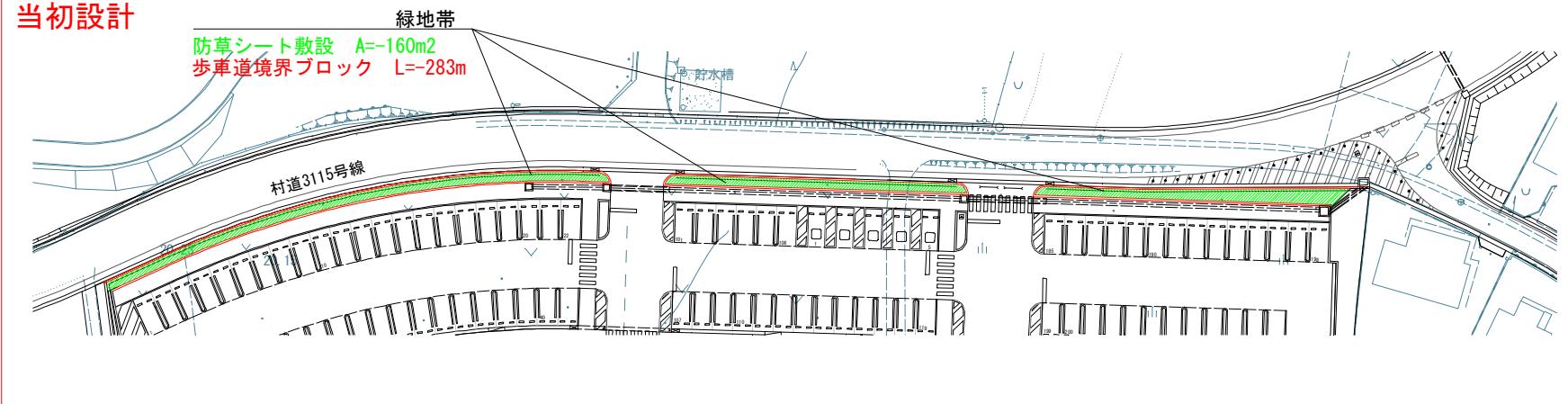
## 位置図



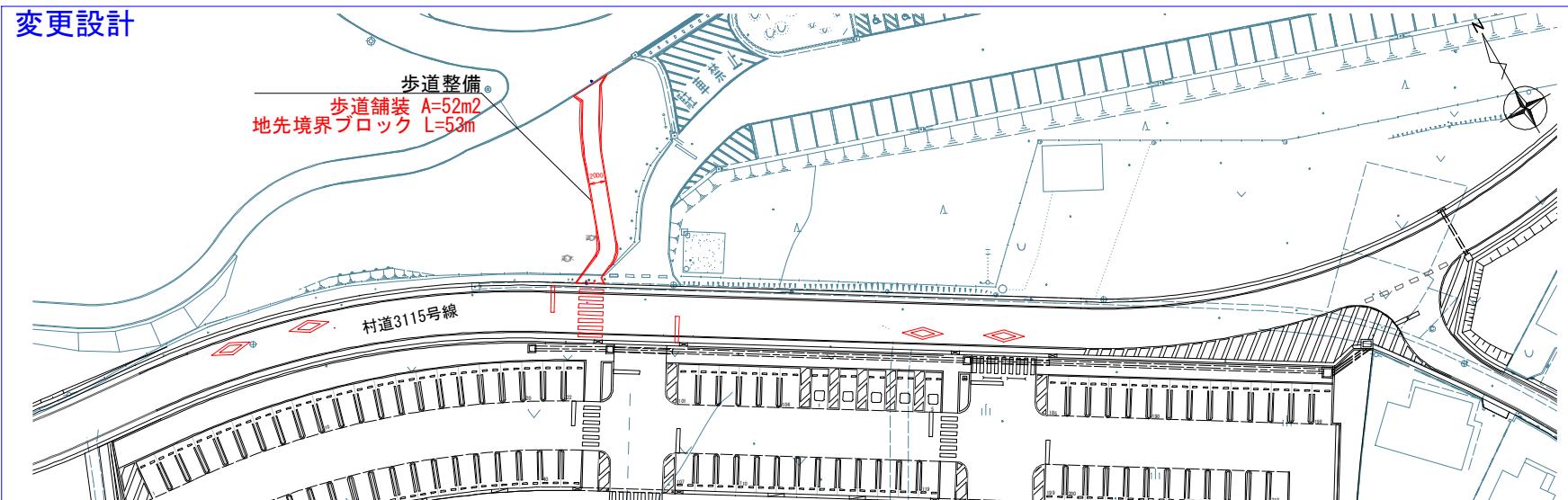
## 平面図

	当初設計	変更設計	増減
歩道境界ブロック	617m	334m	-283m
防草シート敷設	1150m <sup>2</sup>	990m <sup>2</sup>	-160m <sup>2</sup>
歩道舗装	0m <sup>2</sup>	52m <sup>2</sup>	+52m <sup>2</sup>
地先境界ブロック	0m	53m	+53m

## 当初設計



## 変更設計



議案第132号

工事請負契約締結事項中の変更について

令和7年6月19日議決、同日締結の第07-29-202-K-001号 文教地区駐車場整備2期工事請負契約締結事項中、下記のとおり変更し、契約したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



記

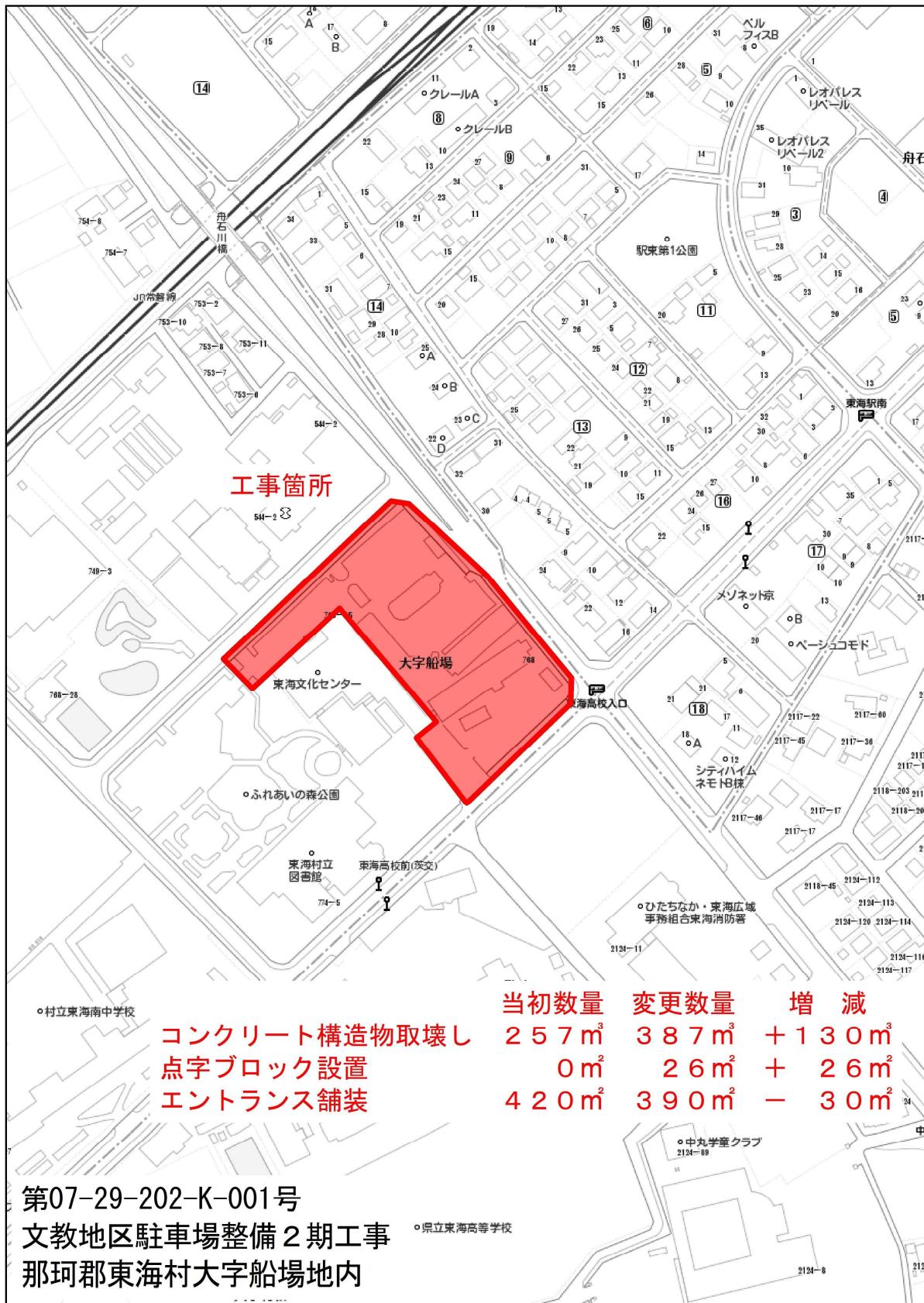
契約金額 「260,700,000円」を  
「266,068,000円」に変更

## 資料

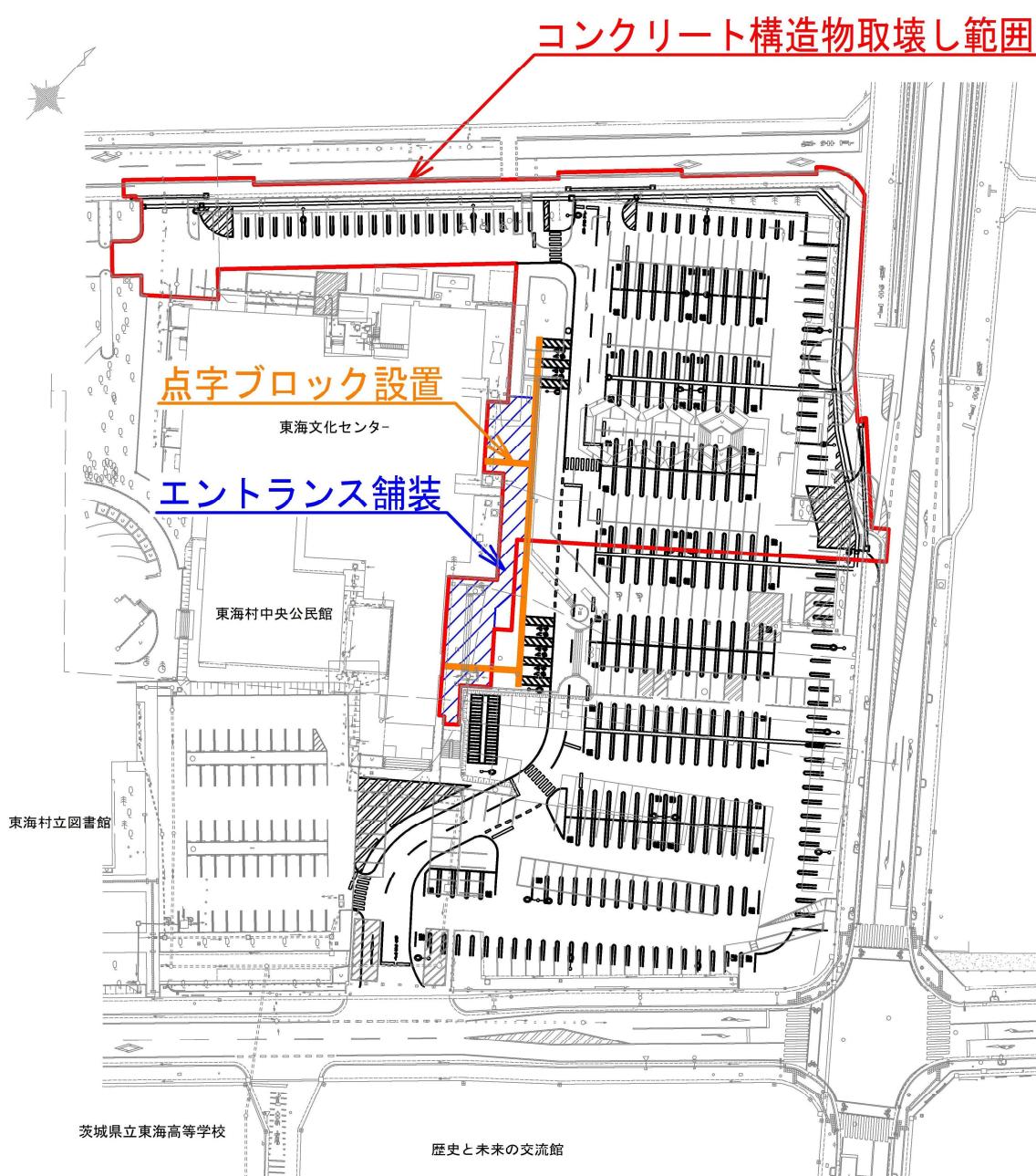
### 工事概要説明書

1	工事番号	第07-29-202-K-001号																
2	工事名称	文教地区駐車場整備2期工事																
3	工事場所	茨城県那珂郡東海村大字船場地内																
4	工事期間	変更前 令和7年6月20日から令和8年3月16日 まで (270日間) 変更後 令和7年6月20日から令和8年3月31日 まで (285日間)																
5	工事変更内容	<table><thead><tr><th>工種</th><th>当初数量</th><th>変更数量</th><th>増減</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート構造物取壊し</td><td>257m<sup>3</sup></td><td>387m<sup>3</sup></td><td>+130m<sup>3</sup></td></tr><tr><td>点字ブロック設置</td><td>0m<sup>2</sup></td><td>26m<sup>2</sup></td><td>+26m<sup>2</sup></td></tr><tr><td>エントランス舗装</td><td>420m<sup>2</sup></td><td>390m<sup>2</sup></td><td>-30m<sup>2</sup></td></tr></tbody></table>	工種	当初数量	変更数量	増減	コンクリート構造物取壊し	257m <sup>3</sup>	387m <sup>3</sup>	+130m <sup>3</sup>	点字ブロック設置	0m <sup>2</sup>	26m <sup>2</sup>	+26m <sup>2</sup>	エントランス舗装	420m <sup>2</sup>	390m <sup>2</sup>	-30m <sup>2</sup>
工種	当初数量	変更数量	増減															
コンクリート構造物取壊し	257m <sup>3</sup>	387m <sup>3</sup>	+130m <sup>3</sup>															
点字ブロック設置	0m <sup>2</sup>	26m <sup>2</sup>	+26m <sup>2</sup>															
エントランス舗装	420m <sup>2</sup>	390m <sup>2</sup>	-30m <sup>2</sup>															

## 位置図



## 平面図



	当初数量	変更数量	増 減
■ : コンクリート構造物取壊し	257m <sup>3</sup>	387m <sup>3</sup>	+130m <sup>3</sup>
■ : 点字ブロック設置	0m <sup>2</sup>	26m <sup>2</sup>	+ 26m <sup>2</sup>
■ : エントランス舗装	420m <sup>2</sup>	390m <sup>2</sup>	- 30m <sup>2</sup>

議案第133号

指定管理者の指定について

次のとおりシェアキッチンの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 シェアキッチン（東海村産業・情報プラザ）
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人ラフェット・デラーブル
- 3 指定管理者となる団体の所在地 茨城県那珂郡東海村舟石川駅西一丁目15番15号
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月18日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和8年4月1日からシェアキッチンの管理を指定管理者に行わせるための指定

## 資料

### シェアキッチン指定管理者団体

- |          |  |
|----------|--|
| 1 団体の名称  | 一般社団法人ラフェット・デラーブル  |
| 2 代表者氏名  | 代表理事 切敷 明彦   |
| 3 所 在 地  | 茨城県那珂郡東海村舟石川駅西一丁目 15 番 15 号  |
| 4 職 員 数  | 2 名  |
| 5 設立年月日  | 令和 3 年 12 月 15 日   |
| 6 設立の目的  | 子育て支援型コミュニティースペースを提供し、子育て世代の支援を地域社会に普及させることを目的とする。   |
| 7 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 子育て支援型レンタルスペース事業</li><li>(2) 起業支援事業</li><li>(3) 前各号に附帯又は関連する事業</li></ul> |